

フォロワーシステムを活用した高齢者・障害者の意思決定支援モデル事業

2025年度 意思決定支援実践シンポジウム

2026年2月7日（土）
13:00～17:30



001

～法改正が目指す方向性とフォロワーシステムの実践から考える～ 支援付き意思決定が保障された未来像とは？

フォロワーシステムを活用した高齢者・障害者の意思決定支援モデル事業



2025年度

意思決定支援 実践シンポジウム

2026年2月7日(土) 13:00～17:30 参加無料

障害者権利条約の批准以降、日本では本人の意思を起点とする支援への転換が求められています。2022年の国連審査では、成年後見制度に依拠した「代行決定」への懸念が示され、支援付き意思決定の制度整備が強く勧告されました。このような背景を踏まえ、現在は社会福祉法改正において「中核機関」や「新たな権利擁護支援事業」の法制化が検討される重要な局面を迎えています。

一社)日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)はこのような動きと連動し、全国の自治体・団体と協働しながら、フォロワーシステムを用いた支援付き意思決定の地域実装に取り組んできました。フォロワー(意思決定支持者)は、障害のある当事者を含む市民が、本人にとって「気の合う友人」のような関係性を築き、本人の心からの希望や選好、価値観を支持しながら、本人と一緒にその思いを届けていく存在です。豊田市での先行実践に基づき、現在は埼玉県鶴ヶ島市、北海道津別町及び神奈川県相模原市など各地で、事務局や会議体の構築、フォロワー育成、事業評価体制の整備その他継続的な活動を支える多様な取組みが進んでおり、制度では捉えきれない「関係性の力」が地域に新たな可能性を生み出しています。

本シンポジウムでは、社会福祉法改正が目指す方向性と、各地で実践されているフォロワーシステムの実践を重ね合わせながら、支援付き意思決定が保障された社会の未来像を多角的に検討します。今年度は、取材動画を交えて実践のリアルを可視化し、制度化によって何を守り、何を広げるべきかを議論します。

会場：Zoom、YouTubeライブ配信による全国オンライン中継

対象：成年後見制度や意思決定支援の動向に关心のある自治体、中核機関、社会福祉協議会、NPO/NGO職員、これらの活動に携わる専門職、障害のある当事者・団体、市民等

定員：オンライン方式 無制限

参加費：無料

※SDM-Japanサポーターへのご加入をぜひご検討ください！ → → → → → →
<https://readyfor.jp/projects/expressedwish>



申込先：SDM-Japan 特設Webサイト（右記QRコード）→ → → → → → → → → →
<https://sdm-japan.net/what-we-do/local-government-projects/symposium2025>



締切：2026年2月2日（月）

プログラム：裏面に記載

主催：一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク (SDM-Japan)



【問い合わせ】
SDM-Japan 事務局
info@sdm-japan.net

プログラム　※登壇者（敬称略）及び内容については変更の可能性があります。

13:00～13:10　【開会あいさつ・趣旨説明】

名川 勝 一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）代表理事

13:10～14:35　【第一部】鼎談（85分）

テーマ：社会福祉法改正と支援付き意思決定－新たな権利擁護支援事業とフォロワーシステムの運動

登壇者：

大口達也 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 成年後見制度利用促進専門官

木本光宣 特定非営利活動法人ユートピア若宮理事長

永田 祐 同志社大学社会学部教授

コーディネーター：

水島俊彦 SDM-Japan副代表理事、成年後見制度利用促進専門家会議委員

主な論点：

- ・国モデル事業の設計思想と「新たな権利擁護支援事業」に向けた法改正議論の状況
- ・「新たな権利擁護支援事業」とフォロワーシステムとの接続可能性
- ・当事者視点からの制度化の期待と懸念

14:35～14:50　【休憩】（15分）

※第1部アンケートのご協力をお願いします。

14:50～17:20　【第二部】実践報告とディスカッション（150分）

14:50～15:50 実践報告（60分）

（1）趣旨説明：映像で見るフォロワーシステムの実際

水島俊彦 SDM-Japan副代表理事

（2）各地からの実践報告

鶴ヶ島市、津別町、かながわ共同会各担当者×SDM-Japan担当ファシリテーター

- ・フォロワーの実践とフォロワーシステムの構築状況

- ・現在の課題と今後の展開 等

15:50～17:20 パネルディスカッション（90分）

テーマ：フォロワーシステムは本当にどの地域でもできる？

—フォロワー等の活動によって、地域はどのように変わらるのか？—

パネリスト：

安藤 亨 豊田市福祉部よりそい支援課地域共生・社会参加担当長

大瀧英樹 生きづらさを抱えた当事者会「あいあらっく」代表

寺口祐司 新潟県社会福祉協議会主査

永田 祐 同志社大学社会学部教授

花俣ふみ代 公益社団法人認知症の人と家族の会副代表理事

牧野郁子 鶴ヶ島市社会福祉協議会主幹／鶴ヶ島市権利擁護支援センター

コーディネーター：

名川 勝 SDM-Japan代表理事

17:20～17:25　【閉会あいさつ】

水島俊彦 SDM-Japan副代表理事

17:25～17:30　【事務連絡】

※アンケートのご協力をお願いします

17:30

【閉会】

2025年度意思決定支援実践シンポジウム開催要綱

1 趣 旨

障害者権利条約の批准以降、日本では本人の意思を起点とする支援への転換が求められています。2022年の国連審査では、成年後見制度に依拠した「代行決定」への懸念が示され、支援付き意思決定の制度整備が強く勧告されました。このような背景を踏まえ、現在は社会福祉法改正において「中核機関」や「新たな権利擁護支援事業」の法制化が検討される重要な局面を迎えています。

一社)日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)はこのような動きと連動し、全国の自治体・団体と協働しながら、フォローシステムを用いた支援付き意思決定の地域実装に取り組んできました。フォロワー(意思決定支持者)は、障害のある当事者を含む市民が、本人にとって「気の合う友人」のような関係性を築き、本人の心からの希望や選好、価値観を支持しながら、本人と一緒にその思いを届けていく存在です。豊田市での先行実践に基づき、現在は埼玉県鶴ヶ島市、北海道津別町及び神奈川県相模原市など各地で、事務局や会議体の構築、フォロワー育成、事業評価体制の整備その他継続的な活動を支える多様な取組みが進んでおり、制度では捉えきれない「関係性の力」が地域に新たな可能性を生み出しています。

本シンポジウムでは、社会福祉法改正が目指す方向性と、各地で実践されているフォローシステムの実践を重ね合わせながら、支援付き意思決定が保障された社会の未来像を多角的に検討します。今年度は、取材動画を交えて実践のリアルを可視化し、制度化によって何を守り、何を広げるべきかを議論します。

2 日 時 2026年2月7日(土) 13時開会 17時30分閉会 ※途中休憩含む

3 会 場 Zoom、YouTube ライブ配信による全国オンライン中継を行います。

4 対 象 成年後見制度や意思決定支援の動向に関心のある自治体、中核機関、社会福祉協議会、NPO/NGO職員、これらの活動に携わる専門職、障害のある当事者・団体、市民 等

5 定 員 オンライン方式 無制限



6 参加費 無料

※SDM-Japan サポーターへのご加入をぜひご検討ください！

<https://readyfor.jp/projects/expressedwish>

7 申込先 SDM-Japan 特設 Web サイト(右記 QR コード)

<https://sdm-japan.net/what-we-do/local-government-projects/symposium2025>



8 締 切 2026年2月2日(月)

9 プログラム 裏面に記載



10 主 催 一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)

11 問合せ SDM-Japan 事務局 info@sdm-japan.net

プログラム ※登壇者及び内容については変更の可能性があります。

13:00～13:10 開会あいさつ・趣旨説明

名川 勝 一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）代表理事

【第一部】鼎談（85分）13:10～14:35

テーマ

社会福祉法改正と支援付き意思決定－新たな権利擁護支援事業とフォロワーシステムの運動

登壇者

- ・大口達也 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
成年後見制度利用促進専門官
- ・木本光宣 特定非営利活動法人ユートピア若宮理事長
- ・永田 祐 同志社大学社会学部教授

コーディネーター

- ・水島俊彦 SDM-Japan 副代表理事
成年後見制度利用促進専門家会議委員

主な論点

- ・国モデル事業の設計思想と「新たな権利擁護支援事業」に向けた法改正議論の状況
- ・「新たな権利擁護支援事業」とフォロワーシステムとの接続可能性
- ・当事者視点からの制度化の期待と懸念

【休憩】14:35～14:50（15分） 第1部アンケートのご協力をお願いします。

【第二部】実践報告＋ディスカッション（150分） 14:50～17:20

14:50～15:50 実践報告（60分）

(1)趣旨説明・映像で見るフォロワーシステムの実際

水島俊彦 SDM-Japan 副代表理事

(2)各地からの実践報告

- 鶴ヶ島市、津別町、かながわ共同会各担当者 × SDM-Japan 担当ファシリテーター
- ・フォロワーの実践とフォロワーシステムの構築状況
 - ・現在の課題と今後の展開 等

15:50～17:20 パネルディスカッション（90分）

テーマ

フォロワーシステムは本当にどの地域でもできる？

—フォロワー等の活動によって、地域はどのように変わらるのか？—

パネリスト

- 安藤 亨 豊田市福祉部よりそい支援課地域共生・社会参加担当長
大瀧英樹 生きづらさを抱えた当事者会「あいあらっく」代表
寺口祐司 新潟県社会福祉協議会主査
永田 祐 同志社大学社会学部教授
花俣み代 公益社団法人認知症の人と家族の会副代表理事
牧野 郁子 鶴ヶ島市社会福祉協議会主幹／鶴ヶ島市権利擁護支援センター

コーディネーター

名川 勝 SDM-Japan 代表理事

17:20～17:25 閉会あいさつ

水島俊彦 SDM-Japan 副代表理事

17:25～17:30 事務連絡 アンケートのご協力をお願いします。

17:30 閉会

※zoom のご使用についてのお願い

本シンポジウムは zoom、YouTube を用いたオンライン形式にて開催いたします。参加に当たっては、事前にお持ちのパソコンに zoom アプリをダウンロードし、下記の点についてご確認くださいますようお願いいたします。

- ・パソコンへの zoom アプリのダウンロードは以下 URL から行ってください。

【zoom】 <https://zoom.us/download>

- ・当日にネット回線が使えるスペース、PC、WEB カメラ(PC 内蔵の物で可)は各参加者にて確保をお願いします。

- ・zoom ミーティングの使用が初めての方は、以下 URL から接続テストを行ってください。

【zoom テスト】 <https://zoom.us/test>

- ・zoom の詳しい操作方法は、zoom ヘルプセンターの以下 URL からご確認いただけます。

【zoom ヘルプセンター】 <https://support.zoom.us/hc/ja>

SDM-Japanサポーター募集

SDM-Japanの活動は寄付と助成金で成り立っています。

いずれは支援ツールやコンテンツの販売なども軌道に乗せ、自律して活動できるようになることを目指しておりますが、現時点ではまだそこまでの組織にはなり得ておりません。

そこで、以下のサイトにてサポーターとなってくださる方を募集しています。

また最近の活動報告もこちらで公開しておりますので、ぜひ一度ご覧になってください。

<https://readyfor.jp/projects/expressedwish>



The screenshot shows a project page on the Readyfor.jp platform. The title of the project is "心からの希望を支える「意思決定支援」を全ての人に届けたい！" (Empower everyone with the "Decision-making Support" from the heart!). The page includes a photo of two men, one wearing a mask, sitting at a table. Text overlays on the photo read: "大切なしている思いを支えたい" (Support the thoughts we are holding) and "障害のあるなしにかかわらず 誰もが思いや願いを分かち合える社会にしたい" (A society where everyone, regardless of disability, can share thoughts and wishes). The page also displays the following text: "このプロジェクトでは継続的な支援を募集しています" (We are募集ing continuous support for this project), "#社会にいいこと #まちづくり #子ども・教育 #医療・福祉 #障害者 #ゲーム #研究 #継続寄付", "マンスリーサポーター総計 12人", "プロジェクトの支援にすすむ", "専用URLを使うと、あなたのシェアによってこのプロジェクトに何人訪れているかを確認できます", and sharing options for Facebook, X, LINE, and note.



まずは♡マーク（気になる）を登録していただけでも大変励みになります!!

開会あいさつ・趣旨説明

名川 勝 Nagawa Masaru

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）代表理事

008

第1部 鼎談

テーマ：社会福祉法改正と支援付き意思決定
—新たな権利擁護支援事業とフォロワーシステムの連動

大口 達也

厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室
成年後見制度利用促進専門官

木本 光宣

特定非営利活動法人ユートピア若宮理事長

永田 祐

同志社大学社会学部教授

コーディネーター

水島 俊彦 Mizushima Toshihiko

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）副代表理事

009

これまでのシンポジウムでの

木本さん語録



2

私たちは、何を学び、 進めようとしているのか

*Wishing for a better future
with the follower activities.*

本人の力を信じて、本人と一緒に悩みながら
エンパワーメントし合うことも大切だと思う。

小さなことでいい。

本人がおかしいと思うことに一緒に怒って
「違うよね」って言ってくれるだけで
「あ、そうか、主張していいんだ」って思える。
きっとそこから変わっていく。

本当はそんな仕掛けをしなくていい社会が
いちばんなんんですけどね。

特定非営利法人 ユートピア若宮 理事長
木本光宣氏



わたしたちと一緒に、
誰もが人生の主人公になることができるような
地域・社会を目指してみませんか？



フォロワー活動について紹介している
「フォロワーーブック」は
こちらからダウンロードいただけます。





成年後見制度の見直しに向けた社会福祉の取り組みの概要 新しい事業を中心に

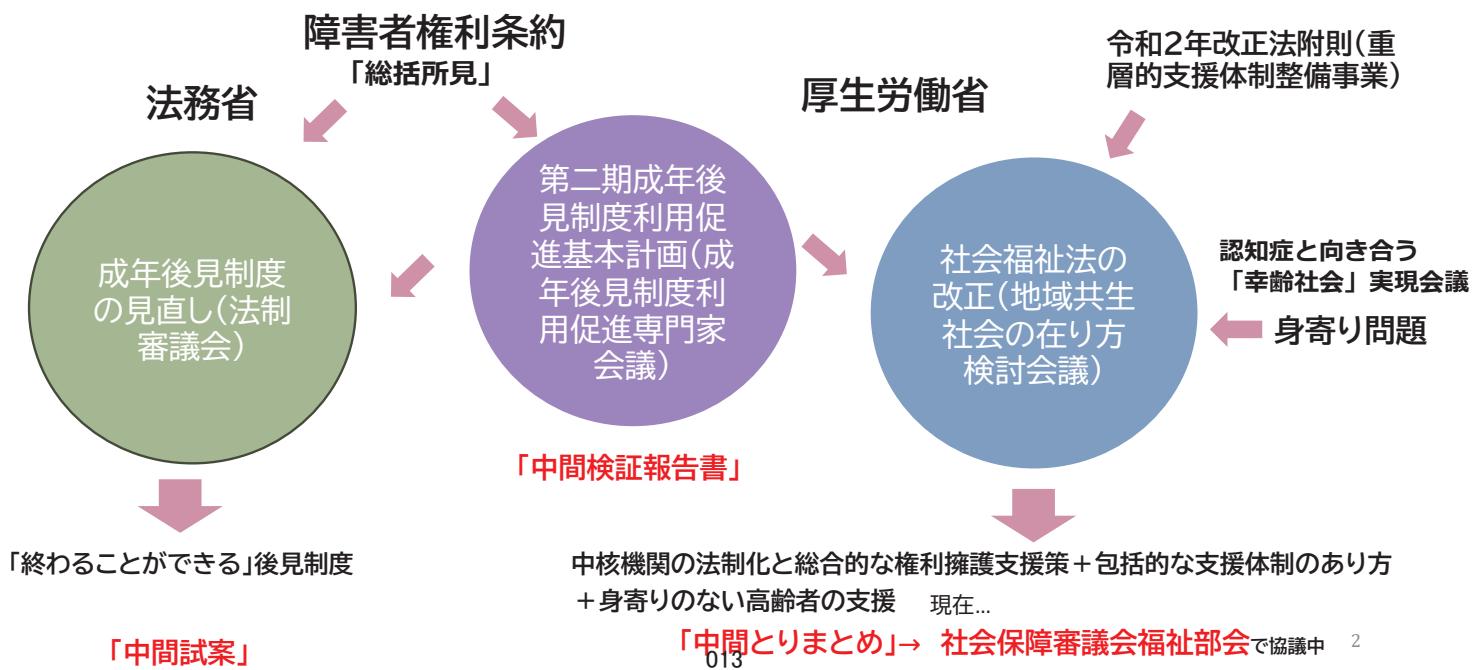
一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 意思決定支援実践シンポジウム

同志社大学 永田 祐

012

1

今般の改正の背景



「終わることができる」後見制度に向けて

- ・なぜ、いま民法改正が議論されているのか。
- ・(障害者権利条約との整合性)「包括的代理権」の濫用が、代行意思決定の廃止を求める障害者権利条約の理念と整合しないことへの批判。
- ・(制度の終了が困難であること)「**事理弁識能力を欠く常況にある者**」を対象としており、本人の判断能力が回復しない限り後見制度を終了することができず、いったん制度が始まると「出口がない」ことへの批判。
- ・(硬直的な運用)後見人の交代が柔軟にできない、本人の事情が変化しても対応できない等、制度運用上の硬直性への批判。



見直しの方向性

必要性を考慮して開始し、必要がなくなれば終了できるようにする(「適切な時に、必要な限りで」)。

3

014

必要性の消滅のイメージ

- ・(事例)認知症のため判断能力が低下し、身寄りがなく、預貯金の管理も難しくなり、施設入所が必要になったため、後見人を申立て。代理権として、施設入所契約、医療サービス契約、自宅の賃貸借契約の契約と明け渡し、年金と預貯金の管理を設定し、市民後見人が選任される。入所1年後、生活も落ち着いたことから、申立ては取り消された。
- ・(審議会での調査審議)法制審議会民法(成年後見等関係)部会第31回会議(令和7年12月23日開催)による
 - ・現行の後見及び保佐の類型を廃止し、補助の制度に一元化することとし、その適用範囲を事理を弁識する能力が不十分である者全てに拡大する方向で見直す。
 - ・制度の利用開始に際して、事理を弁識する能力の程度に加え、当該制度を利用するによって本人を保護する必要性があるかどうかを裁判規範として明記する。
 - ・家庭裁判所は、必要がなくなったと認めるときは、代理権を付与する旨の審判の全部又は一部を取り消すことができる。



終了した場合に必要な支援が充足されるかが考慮事項になる。

4

015

法定後見の開始の要件及び効果等、法定後見の終了等

○ 法定後見の開始の要件及び効果等

- ▶ 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- ▶ 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。

- 甲案 現行の後見・保佐・補助の三類型の開始の要件を基本的に維持しつつ、後見の対象者は保佐・補助も利用できるようにするなどの修正をする案
- 乙1案 ①判断能力が不十分である者、②特定の事項について保護する必要、③原則として本人の同意を要件として、成年後見人等に当該本人に必要な特定の事項について代理権・取消権を（個別に）付与する類型の法定後見を開始する案
- 乙2案 乙1案の類型に加え、①判断能力を欠く常況にある者、②保護する必要を要件として、成年後見人等に一定の権限（現行の成年後見人の包括的な代理権等よりも狭い権限）を付与する類型の法定後見を開始する案

○ 法定後見の終了

法定後見の開始において保護する必要を要件とする場合には、判断能力が回復したときでなくとも、保護する必要がなくなったときに法定後見を終了する案
(法定後見の開始において保護する必要を要件としない場合には、判断能力が回復したときに限って法定後見を終了する案)

○ 法定後見に関する期間

- 甲案 期間を設けない
- 乙1案 家庭裁判所が法定後見を開始する際に期間を定め、その更新がない限り、期間満了時に法定後見が終了する案
- 乙2案 成年後見人等に家庭裁判所に対して定期的に法定後見の要件の存在について報告することを義務付けた上で、要件がなくなったときは法定後見を終了させる案

主な検討事項

成年後見人等の解任（交代）等

- ▶ 本人のニーズに合った成年後見人等が選任されるために本人の意見を重視すべきことを明確にすべき。
- ▶ 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- ▶ 成年後見人等の権限の行使によって本人の自己決定権が必要以上に制限される。

○ 成年後見人等の選任

- ・ 本人の意見を重視すべきであることを明確にすることを引き続き検討

○ 成年後見人等の解任（交代）

- 甲案 現行法の解任事由（不正な行為、著しい不行跡など）を維持する案
- 乙案 現行法の解任事由がない場合であっても、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭に、新たな解任事由を設ける案

*基本的に「本人の意思」の尊重が基調となった改正の方向性

○ 成年後見人等の職務及び義務

- ・ 成年後見人等が本人の意思を尊重することの内容（例えば、本人に必要な情報を提供し、本人の意思を把握することなど）を明確にすることを引き続き検討

任意後見人の事務の監督開始の申立権者等

- ▶ 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

○ 任意後見人の事務の監督の開始

- ・ 本人が任意後見契約の際に公正証書において指定した者に申立権を認めるなど任意後見人の事務の監督を開始する申立権者の範囲について引き続き検討

その他の検討事項

成年後見人等の報酬

家庭裁判所が本人の財産の中から相当な報酬を与えることができるとのルールを維持しつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって成年後見人等が行った事務の内容などが考慮要素であることを明確にする案を引き続き検討

終了した場合に想定される必要な支援

- ・家庭裁判所は、終了した場合に想定される必要な支援について、相談する相手が必要になる。
- ・→福祉側の体制として、中核機関の法制化、支援チームへの支援体制の確保が必要になる。
- ・終了した場合に想定される必要な支援は、現状では不十分な可能性が高い。
- ・→福祉側の体制として、判断能力を不十分な人を支援する新たな制度の創設を含め、総合的な権利擁護支援策を再構築する必要がある。

018

7

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ(概要)

- ◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言をとりまとめた。
- ◆ この中間とりまとめを踏まえ、社会保障審議会福祉部会で報告書が取りまとめられた(令和7年12月18日)

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大^{※1}
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度 活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援^{※2}、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設^{【2. ②の事業の再掲】}
- ② 権利擁護支援推進センター(権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応)を法定化

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT(災害派遣福祉チーム)の平時からの体制づくり・研修等の実施

019

8

中核機関の位置付け及びその業務等について

背景

*社会保障審議会福祉部会報告書より作成

- 今後、成年後見制度が適切な時機に必要な範囲・期間で利用できる制度に見直された場合、家庭裁判所において後見等の終了等を判断するに当たり、地域における成年後見制度以外の他の支援による本人に対する支援の可否等について情報提供を行うことができる法定の機関の存在が求められている。
- また、各市町村において「中核機関」の整備が進められているが、「中核機関」には法的根拠がなく、その権限等が曖昧であるため、個人情報の取得・共有や会議開催等、権利擁護支援チームに対する支援のコーディネートを行う際や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関と協力・連携を行う上でも課題がある。

社会福祉法における対応方針

- 次のような市町村の役割を、法律上に規定することが必要。
 - ・(今後の成年後見制度の見直しの内容を踏まえ)市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了等の審判に当たつて意見を求められた場合には、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う。⇒司法と福祉の連携強化
 - ・成年後見制度や新たな第二種社会福祉事業も含めた地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、市町村は、以下の①及び②に掲げる各事務を実施するよう努めるものとする①権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う事務、②専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う事務。
 - ・家庭裁判所からの意見照会への対応、及び上記①②の業務を実施する機関として、市町村は「権利擁護支援推進センター」(仮称)を設置することができるようにしておくこと(個人情報を扱うため職員に守秘義務を課す)。
 - ・個別事案に関する支援方針の検討等を行うための会議体を設置できること(構成員に守秘義務を課す)。

020

新たな事業の検討

【対応の方向性】

○身寄りのない人も含め、判断能力が不十分な人(本人)の地域生活を支える支援策(日常的な金銭管理等の生活支援や社会生活上の福祉行政としての意思決定支援など)について、日常生活自立支援事業を拡充・発展させた上で、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ、全国で基軸となる事業として実施する体制を構築する必要がある。

○福祉行政による意思決定支援の範囲としては、現行の日常生活自立支援事業における支援と概ね同範囲、すなわち、預貯金の入出金を含めた日常生活費の範囲における簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等の生活支援サービスの利用に関する意思決定を基本とする必要がある。

○意思決定支援の確保や市民参画の充実を図る観点から、事業化の検討も含めて、地域の実情に応じ、本人に対して、市民が本人目線で意思決定支援を行う取組を促進する必要がある。

地域共生社会の在り方検討会議「中間とりまとめ」

- ・社会保障審議会福祉部会報告書においては、成年後見制度の見直しに対応した社会福祉側の事業と身寄り問題は、**日常生活自立支援事業の拡充で一本化**されることで整理されたが、「意思決定支援を行う取組」については言及されなかった。

021

10

「新たな事業」の概要

事業概要

*社会保障審議会福祉部会報告書より作成

- 身寄りのない高齢者等や判断能力が不十分な人を主な対象として、第二種社会福祉事業の「福祉サービス利用援助事業」の内容を見直し、以下の⑦～⑨を主な内容とする事業を実施する。
 - ⑦日常生活の支援(日常的な金銭管理に関する支援(書類預かりを含む)、福祉サービス等の利用等に関する支援(手続支援、苦情解決制度の利用を含む)、(左記に付随した)定期的な訪問による生活変化の察知 等)
 - ⑧入院・入所等の円滑な手続支援(緊急連絡先の指定、入退院時の付き添い、入退院時の支払代行手続 等)
 - ⑨死後事務の支援(葬儀・納骨、家財処分の手続支援(履行確認含む)、官公庁等での手続 等)
 - 【意思決定支援】実施主体において利用者本人の意思決定支援も適切に確保することが重要である。
 - 【無低事業の条件】原則として資力に応じた利用料とし、資力が十分にない者は、無料・低額で事業を利用できるようにする。
 - 【契約締結】本人または代理人と契約締結。本人が契約の内容と結果を認識し、判断する能力を有していることが必要。
 - 【利用料】原則として利用者負担。無料又は低額で利用できる要件に該当する者に対しては、利用料を減免。
 - 【実施主体・体制】第二種社会福祉事業であり、事業の実施主体に制限はなく、多様な主体が参入することが重要。
都道府県の区域であまねく事業が実施されるようするため、現行の福祉サービス利用援助事業と同様、都道府県社会福祉協議会・指定都市社会福祉協議会においては、必要な事業を実施。
 - 【運営監視体制】第二種社会福祉事業としての規律や、類似の事業で活用されている「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(令和6年6月)」の遵守。 新たな事業を実施する実施主体において取り組むべき適正な事業運営の確保策を盛り込んだガイドライン等を国が示す。

022

11

日常生活自立支援事業の拡充



出所：「令和7年度 新たな第二種社会福祉事業の契約締結に必要となる判断能力の程度及びその評価方法の整理に関する検討委員会」資料（日本総合研究所）を一部改編

12

【参考】福祉サービス利用援助事業と日常生活自立支援事業の関係

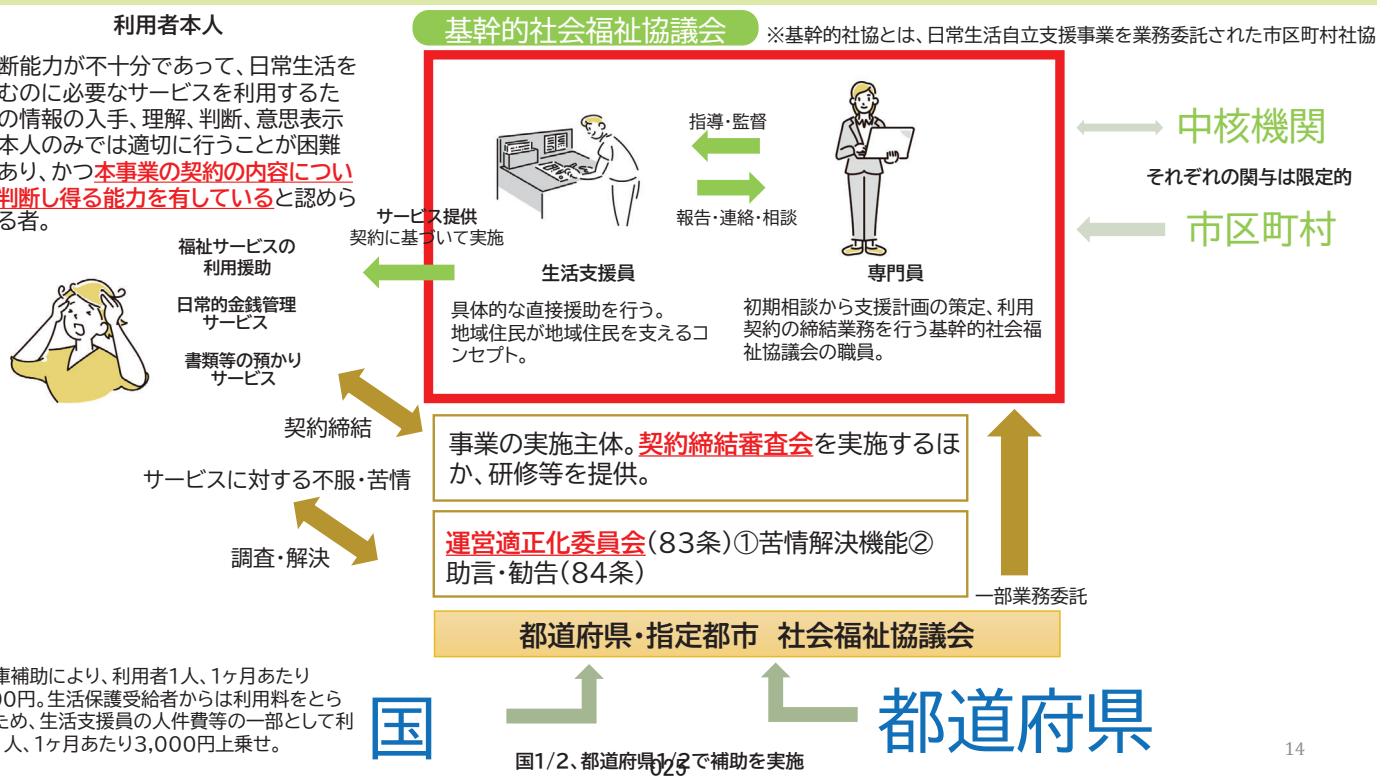
- 社会福祉法第2条第2項13号 福祉サービス利用援助事業 この中身を改まる
- 精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することで他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業。

- 社会福祉法第81条 都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等
- 都道府県社会福祉協議会は、福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。
- 都道府県社協の行う福祉サービス利用援助事業を日常生活自立支援事業という。現在でも、**福祉サービス利用援助事業の実施主体は制限されていない**が、実質的に都道府県社会福祉協議会以外の実施主体は極めて少ない。→新たな事業では、期待通り(「事業の実施主体に制限はなく、多様な主体が参入することが重要」(福祉部会報告書)参入があるのか?

024

13

【参考】(現行)日常生活自立支援事業の仕組み



14

新事業への懸念

- ①実施主体:権利擁護支援の基軸となる事業として構想していることを鑑みると、身寄りのない高齢者等への支援や中核機関、さらには包括的な支援体制の中核となる市町村が関与しない事業として構想することが妥当か。→都道府県社協実施主体は変わらない予定。
- ②対象:身寄りのない高齢者も含めることで、社協で丸抱えになるのではないかという懸念。一方、所得制限を設けないとしても、事実上「新事業」で対応できるのが低所得者に限定される可能性が高い。加えて、契約締結能力が全く異なる対象となると想定されるため、同じ事業でよいのかという問題もある。
- ③監督体制:多様な事業者が参入する場合、どのように運営を監視・監督するのか。運営適正化委員会は、多様な事業者の監視・監督主体とは考えられておらず、**都道府県への届出となっているため、質のコントロールが効かない**ことが懸念される(ただし、無低で参入する事業者があるのかという問題も)。
- ④意思決定支援の確保:複数の主体がそれぞれ独立した立場から確認・評価し合う仕組みを整備し、**当事者の意思決定が適切に支えられる構造をどのように確保するか**。
- ⑤実施体制:日常生活自立支援事業の実施体制が脆弱であることは周知の事実で、これを抜本的に強化しなければ、事業の構想として不安が残る。

026

15

(社協以外で)新たな事業に参入する主体は?

- 無料・低額事業／補助金等による公費投入がない【現行通り】
↓
- 一般型事業者(寄付の受け入れをしていない終身サポート事業者)の参入は見込みづらい。参入には、①第二種社会福祉事業をしていることを「売り」にしたい事業者、②広義の相互扶助型(受け入れた寄付を低所得者の支援に活用する)事業者や社会貢献型事業者の事業者(困窮者支援のNPO、社会福祉法人・連携法人等を含む)のいずれかになると考えられる。
↓
- 相互扶助型の適正な運営に向けたルール作りは必須【新たな事業における**意思決定支援**のあり方】
- 都道府県への「届出」で事業が実施できるため、**参入及び運営の監視・監督の体制が確保できない**恐れがある(運営適正化委員会の助言や勧告が及ばない)【運営監督の体制の問題】。

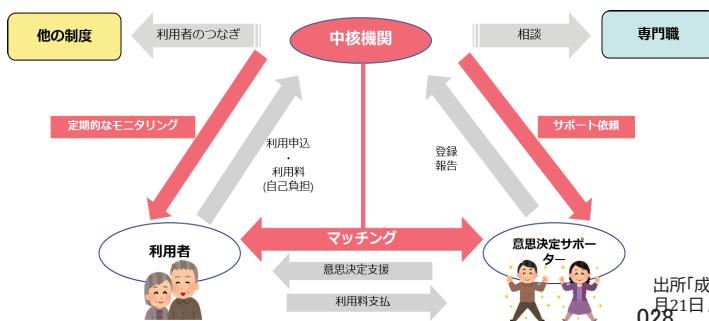
027

16

「意思決定支援の確保を図る取組」 (中核機関コーディネート機能強化事業・令和8年度概算要求)

- 福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスの利用場面など社会生活における意思決定支援の確保は、それらのサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるために重要である。その際、本人と同じ生活者の視線をもつ地域住民や当事者が意思決定を支援することは、本人が安心して意思の形成、表明を行うことに効果的であるとされている。
 - このため、地域の実情に応じて、希望する者が意思決定サポーターによる支援を受けられるよう、中核機関が、意思決定サポーターと利用者本人とのマッチングや、その支援活動をフォローする等の取組の促進を図る。本人が、福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスを利用している場合には、サービスの提供状況を見守り・確認することで、サービス提供事業者による関係性の濫用に対するけん制効果も期待できる。
 - なお、本人と意思決定サポーターとの間に信頼関係が構築されていることが意思決定支援の基盤となるため、社会生活における意思決定支援の場面でのみ意思決定サポーターが関わるのではなく、日頃から丁寧なコミュニケーションをとり、関係を築いておくことが必要となる。
- ※ 『意思決定支援』とは、「特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、本人に関わる支援者によって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」(意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(R2.10.30意思決定支援ワーキング・グループ))とされている。

(意思決定支援の確保を図る取組のイメージ)



【実施主体】市町村(委託可)
【基準額】1,000千円
【補助率】1/2

★意思決定サポーターによる支援内容として想定されるもの(例)★

- 本人の意向・要望を確認し、利用している福祉サービス事業者等に伝達すること
- 介護サービスの利用契約等の場面において、本人が希望する場合に同席すること
- 買い物等の外出に同行すること
- 定期的な訪問等により、本人が日常生活において困っていること等を聴取し、必要に応じて支援者に伝えること
- その他、お金の使い道を一緒に検討する等、本人らしい生活の基盤となる本人の意思決定を後押しすること等

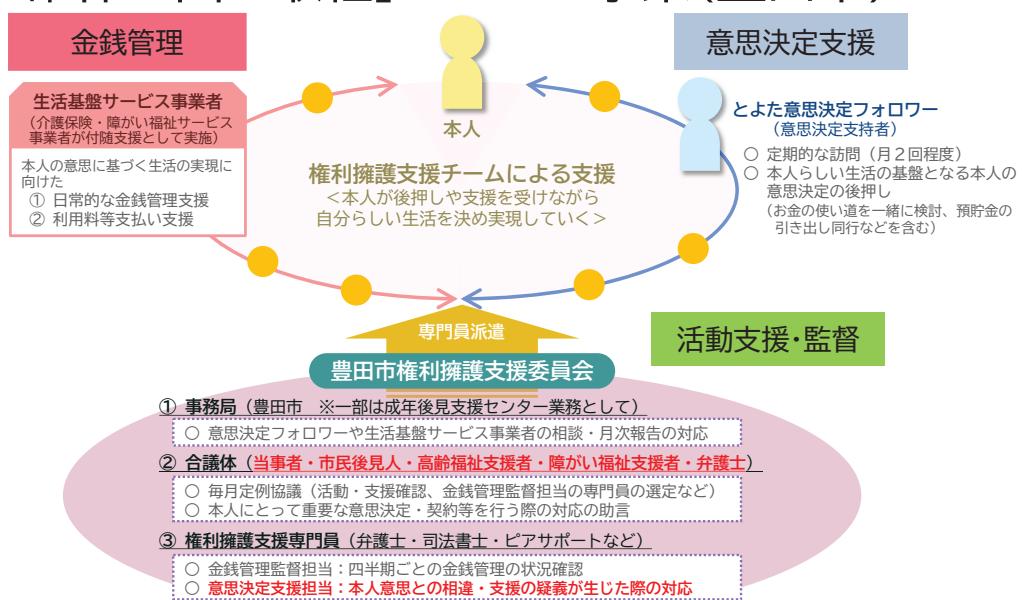
出所「成年後見制度利用促進に係る取組状況等について(厚生労働省)」(令和7年10月21日成年後見制度利用促進専門家会議)

17

028

「意思決定支援の確保を図る取組」とモデル事業(豊田市)

- ・モデル事業と比較すると
- ・権限を持たない意思決定支持者が対応困難な場合の支援及び調整の体制が不明瞭であり、「権利擁護支援委員会・専門員」に当たる機能を今後、中核機関で担えるのかは検討する必要がある。
- ・本人の意思を「伝達」する役割とされているが、本人が意思を表明することを原則とすべきではないかと思われる。



豊田市：①事業の実施（フォロワーの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など）、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

出所「豊田市地域生活意思決定支援事業の試行について」(例5年1月16日 成年後見制度利用促進専門家会議総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ資料)

18

市民参加による意思決定支援と牽制機能

- ・日常生活自立支援事業(新事業を含む)を利用する場合に、意思決定フォローの存在が意思決定支援や牽制機能(=運営監視)の確保につながる。
 - ・高齢者等終身サポート事業を利用する場合にも有効であり、後者の場合、意思決定支持者の受け入れが、質を担保することにもつながると考えられる。
 - ・成年後見制度の見直しに伴う終了後の支援として、市民が継続的に本人に関わり続けることも可能になる。
-
- ・「介護サービス相談員派遣等事業」(介護保険制度による地域支援事業の任意事業)、「意見表明支援員」(児童福祉法)といった前例もある。
 - ・→市民が参加し、意思決定支援を行うことは、身寄りのない方の孤独・孤立の防止としても有効な可能性がある。

地域共生社会における権利擁護支援

- ・判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがいない人が、支援対象者化されただけでなく、ともに社会をつくる仲間として、役割や出番をもって活躍できる地域づくりをどのように進めるか、を考えていく必要がある(第二期基本計画のビジョン)。
 - ・判断能力が不十分であっても、身寄りに頼れないとしても、参加し、共生する社会の制度的基盤に加えて、その人らしく生きていくための関係性の基盤をどのように作っていくかを考えていく必要がある。
-
- ・意思決定フォロワーは、こうした本人の権利擁護の「制度的基盤」(事業者へのけん制や関係性の濫用の防止)としても、「関係性の基盤」(相互に人格と個性を尊重した関係性)としても有効な取組であると考えられる。

一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク 意思決定支援実践シンポジウム

行政説明資料

令和8年2月7日

社会・援護局 地域福祉課成年後見制度利用促進室
成年後見制度利用促進専門官 大口 達也

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

032

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（概要）

令和7年5月28日

- ◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現が図られることが強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

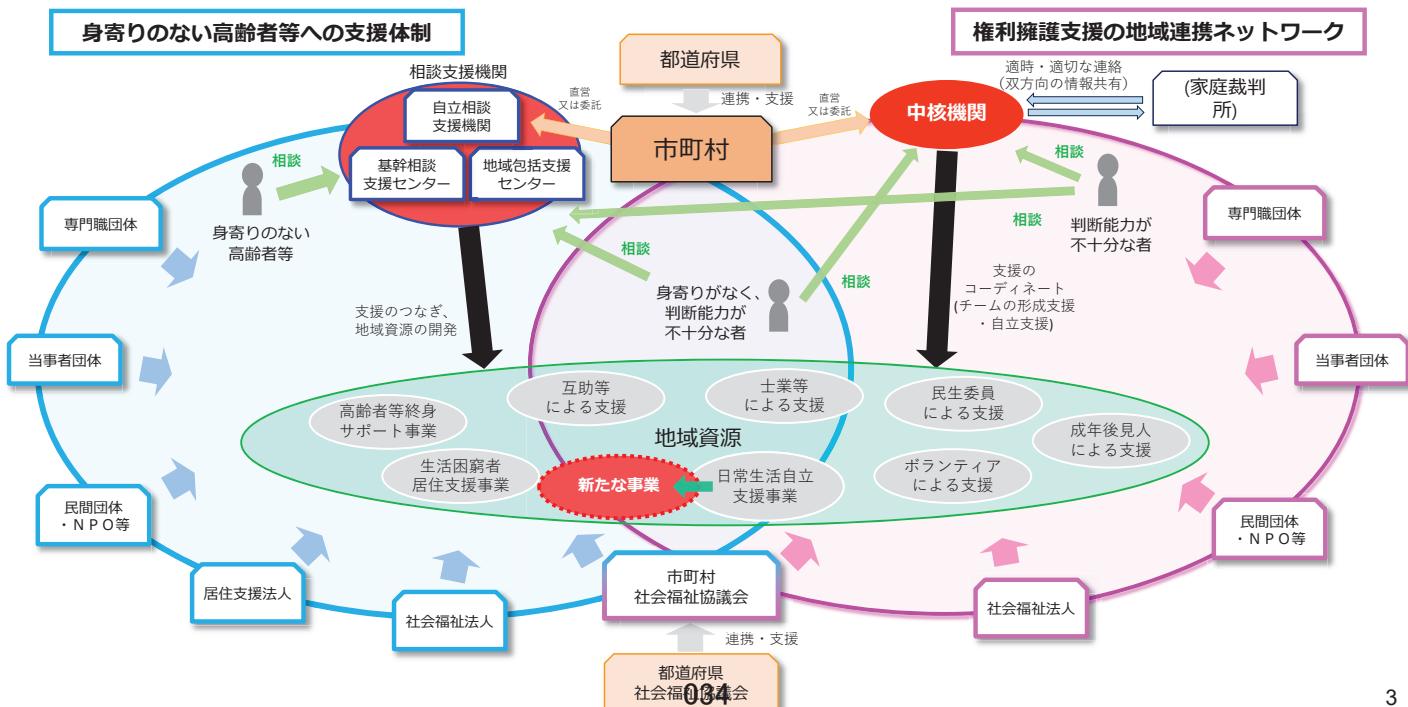
- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

(3) 市町村単位での支援体制のイメージ

- 身寄りのない高齢者等への支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討し、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発することなどが必要。
- 判断能力が十分でなく権利擁護の必要性がある方への支援は、市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を基盤として、関係機関において相談を受け付け、関係者間における必要な情報共有や支援方針の検討を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を含めた地域の権利擁護支援策を調整し、チームによる適切な支援が行われるようにすることが必要。
- 市町村単位でのこうした支援体制を整備する観点から、必要な取組について検討。



参考資料

- ・令和8年度予算案について
(成年後見制度利用促進・権利擁護支援関係)

都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

社会・援護局地域福祉課

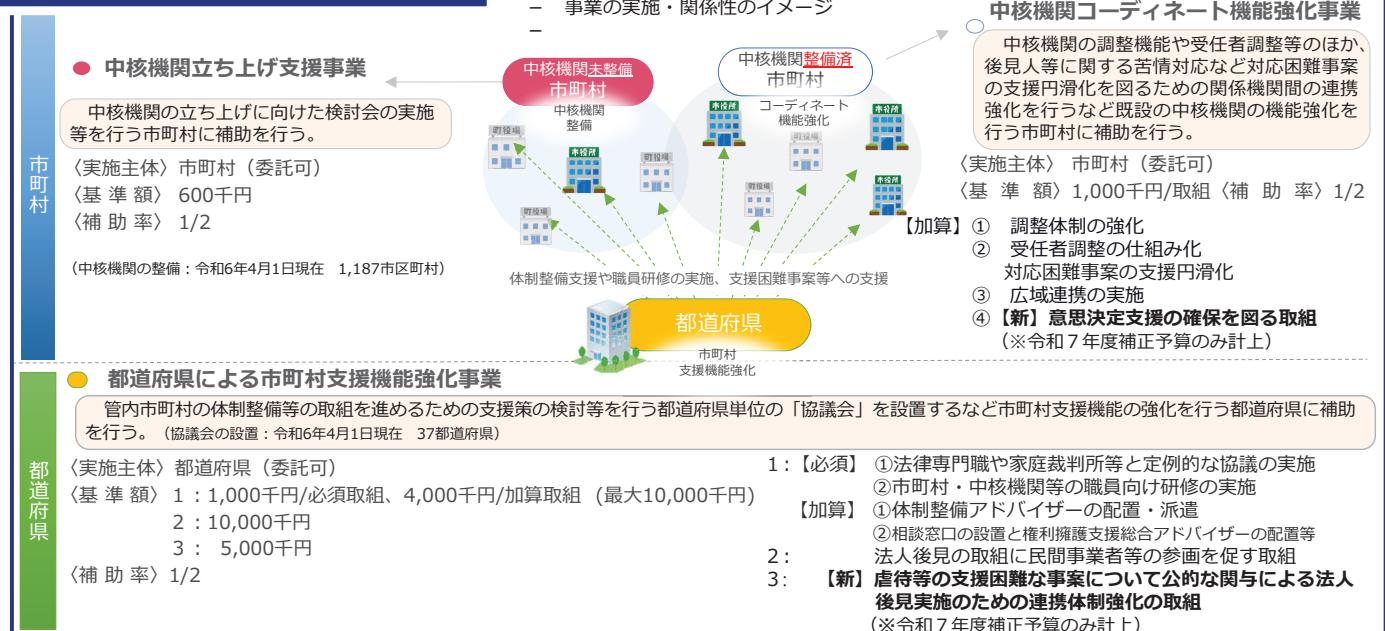
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和8年度当初予算案 5.4億円（7.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的 ※令和7年度補正予算額 2.4億円

- 第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化**を図る。
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



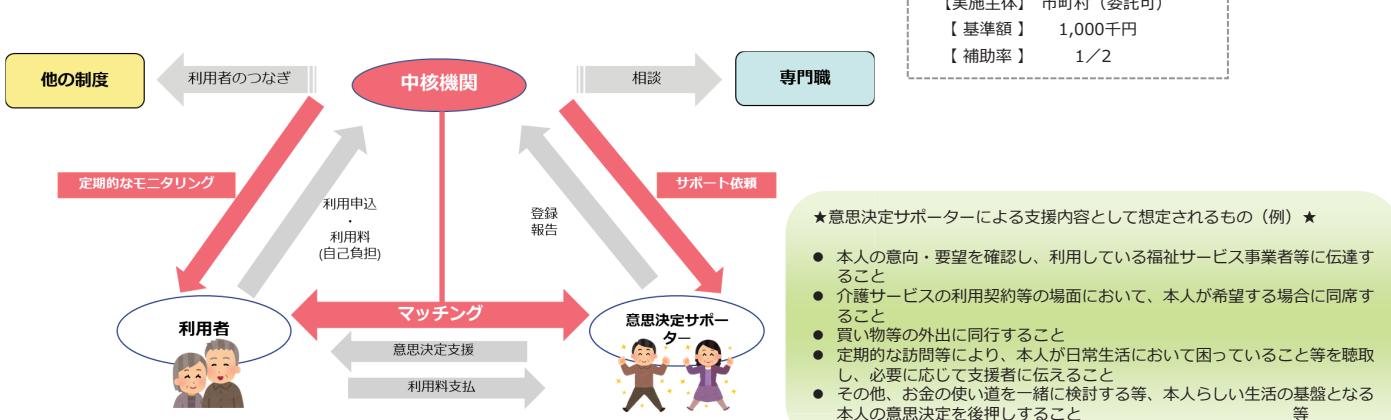
036

5

（参考）意思決定支援の確保を図る取組（中核機関コーディネート機能強化事業）

- 福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスの利用場面など**社会生活における意思決定支援の確保**は、それらのサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるために重要である。その際、**本人と同じ生活者の視線をもつ地域住民や当事者が意思決定を支援することは、本人が安心して意思の形成、表明を行うことによる効果的**であるとされている。
 - このため、地域の実情に応じて、希望する者が意思決定サポートによる支援を受けられるよう、**中核機関が、意思決定サポートと利用者本人とのマッチングや、その支援活動をフォローする等の取組の促進**を図る。本人が、**福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスを利用している場合には、サービスの提供状況を見守り・確認することで、サービス提供事業者による関係性の濫用に対するけん制効果も期待**できる。
 - なお、本人と意思決定サポートとの間に信頼関係が構築されていることが意思決定支援の基盤となるため、社会生活における意思決定支援の場面でのみ意思決定サポートが関わるのではなく、日頃から丁寧なコミュニケーションをとり、関係を築いておくことが必要となる。
- ※『意思決定支援』とは、「特定の行為に際し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選択に基づく意思決定をするための活動をいう」（意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（R2.10.30意思決定支援ワーキング・グループ））とされている。

（意思決定支援の確保を図る取組のイメージ）



037

6

地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和8年度当初予算案 0.8億円 (0.9億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 0.4億円

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するためには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。併せて、オンラインを活用した効果的な支援の実施を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ 都道府県等において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした意思決定支援研修を実施する。
- ・ 市町村等において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした権利擁護支援の強化を図る研修を実施する。

<実施主体> 都道府県、市町村（委託可）

<基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
<補助率> 1/2

厚生労働省

都道府県等

委託や講師依頼

専門団体

都道府県社協

意思決定支援研修の実施

市民後見人・親族後見人等

市町村・中核機関職員
福祉・司法の関係者

対応カツアッ

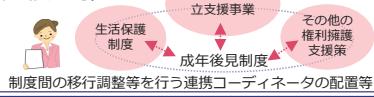
○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化に取り組む。

<実施主体> 都道府県、市町村（委託可）

<基準額> 5,000千円

<補助率> 1/2



○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る。

<実施主体> 都道府県、市町村（委託可）

<基準額> 300千円

<補助率> 1/2



038

7

第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

- 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援のネットワーク

障害者支援のネットワーク

子ども支援のネットワーク

地域社会の見守り等の連携的なネットワーク

生活困窮者支援のネットワーク

自立した生活と地域社会への包み

権利擁護支援

（本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方）

権利侵害の回復支援

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講すべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方

- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

- ・ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加

- (2) 地域連携ネットワークの機能

- ・ 個別支援と制度の運用・監督

- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組

- ・ 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり

- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進

- (2) 担い手の確保・育成等の推進

- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

039

第二期基本計画全文 → 成年後見制度利用促進|厚生労働省
(mlhlw.go.jp)

8

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

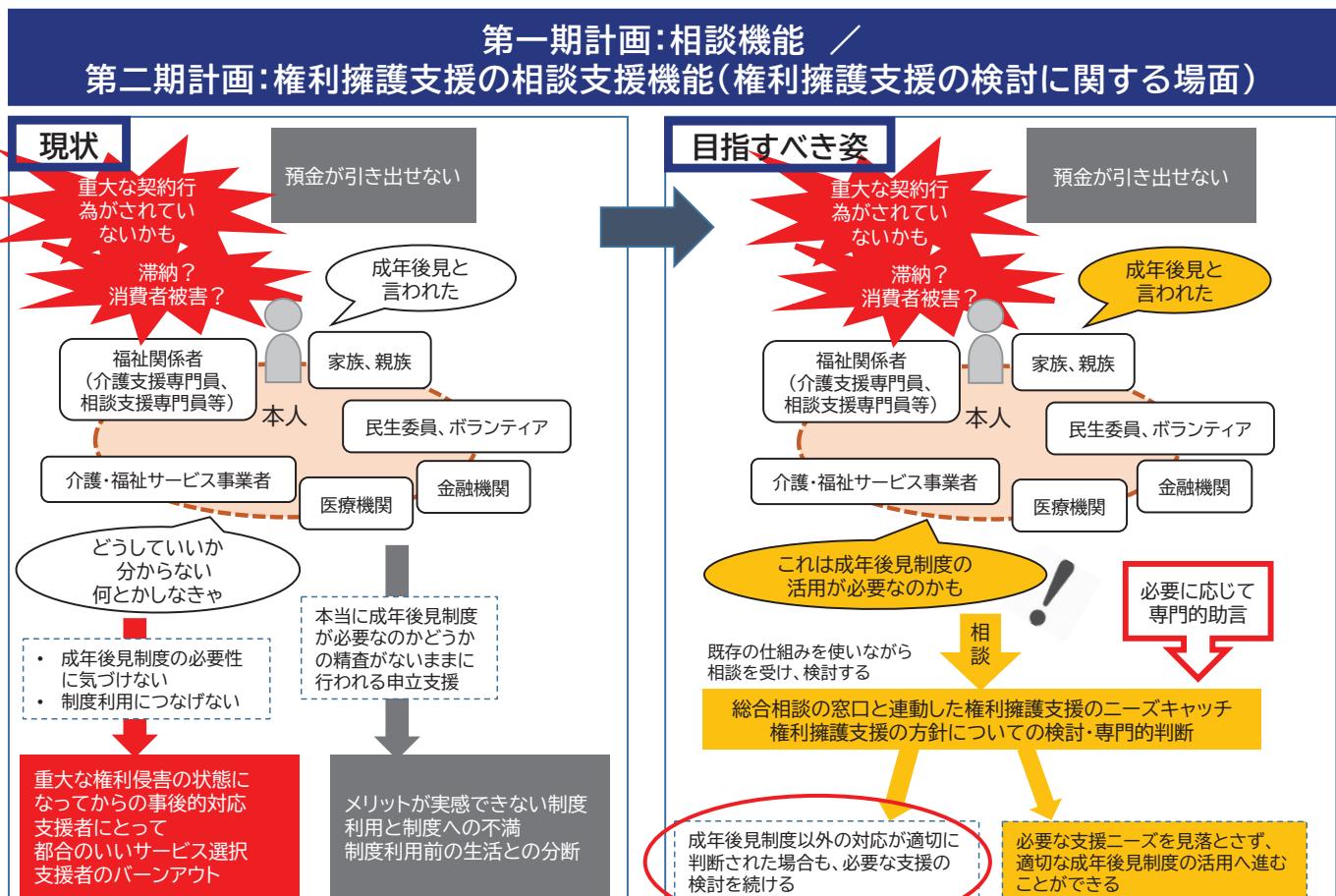
～地域連携ネットワークの機能(個別支援と制度の運用・監督)～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、**権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形**で、**福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能**と、**家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能**がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面(成年後見制度の利用前)	<p>①「権利擁護の相談支援」機能</p> <p>○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・ 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 ・ 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ 	<p>①「制度利用の案内」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するためには必要となる情報提供や、手続の案内(パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進)
	成年後見制度の開始までの場面(申立の準備から後見人の選任まで)	<p>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</p> <p>○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしきみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護支援の方針(具体的な課題の整理、必要な支援の内容)の検討 ・ 適切な申立ての調整(市町村長申立ての適切な実施を含む) ・ 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援(課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング) 	<p>②「適切な選任形態の判断」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人の選任後)	<p>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</p> <p>○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行なうことができるよう、必要な支援を行う機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チーム開始の支援(後見人等選任後における支援方針の確認・共有(支援内容の調整、役割分担)、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認) <p><チームによる支援の開始後、必要に応じて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ・ チームの支援方針の再調整(支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など) 	<p>③「適切な後見事務の確保」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見人等が行なう後見業務(財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続)の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・ 必要に応じた指導や指示、監督処分 ・ 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

040

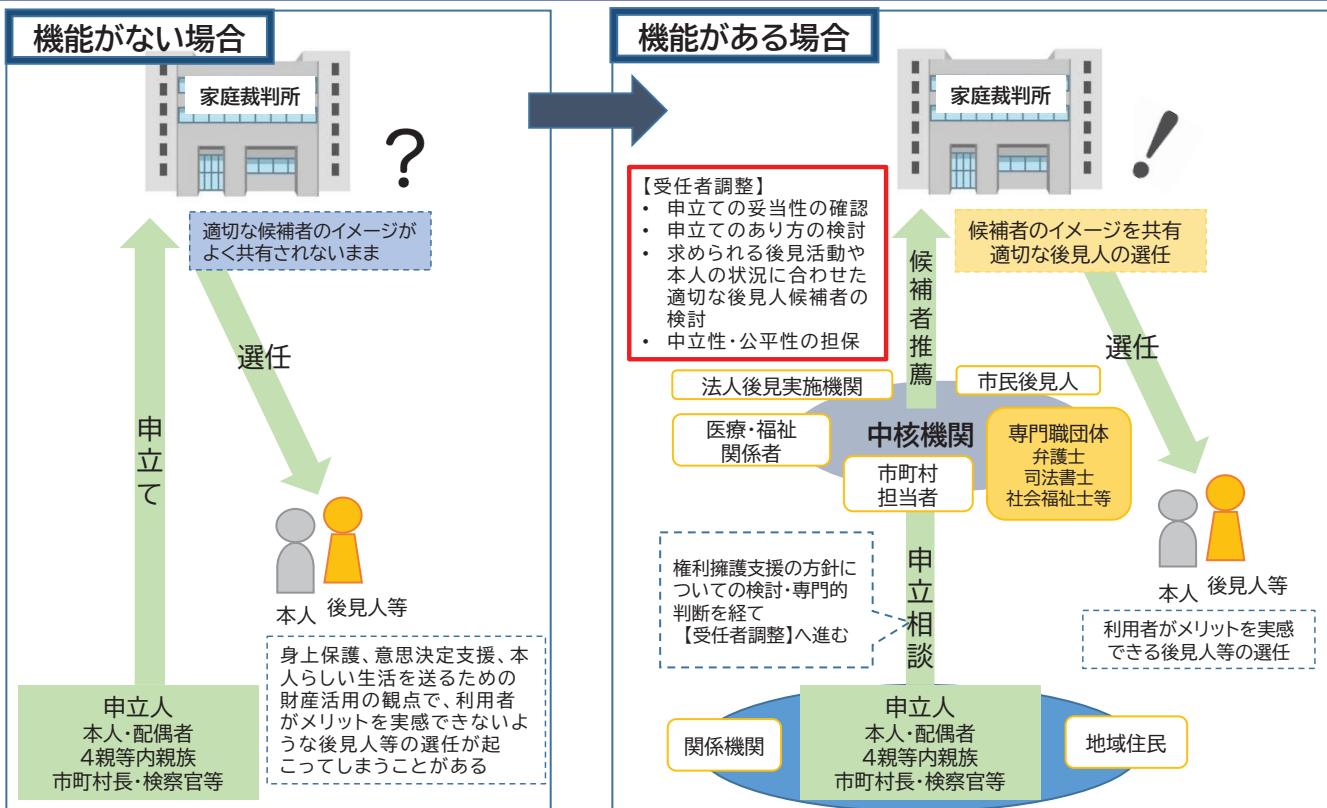
9



041

10

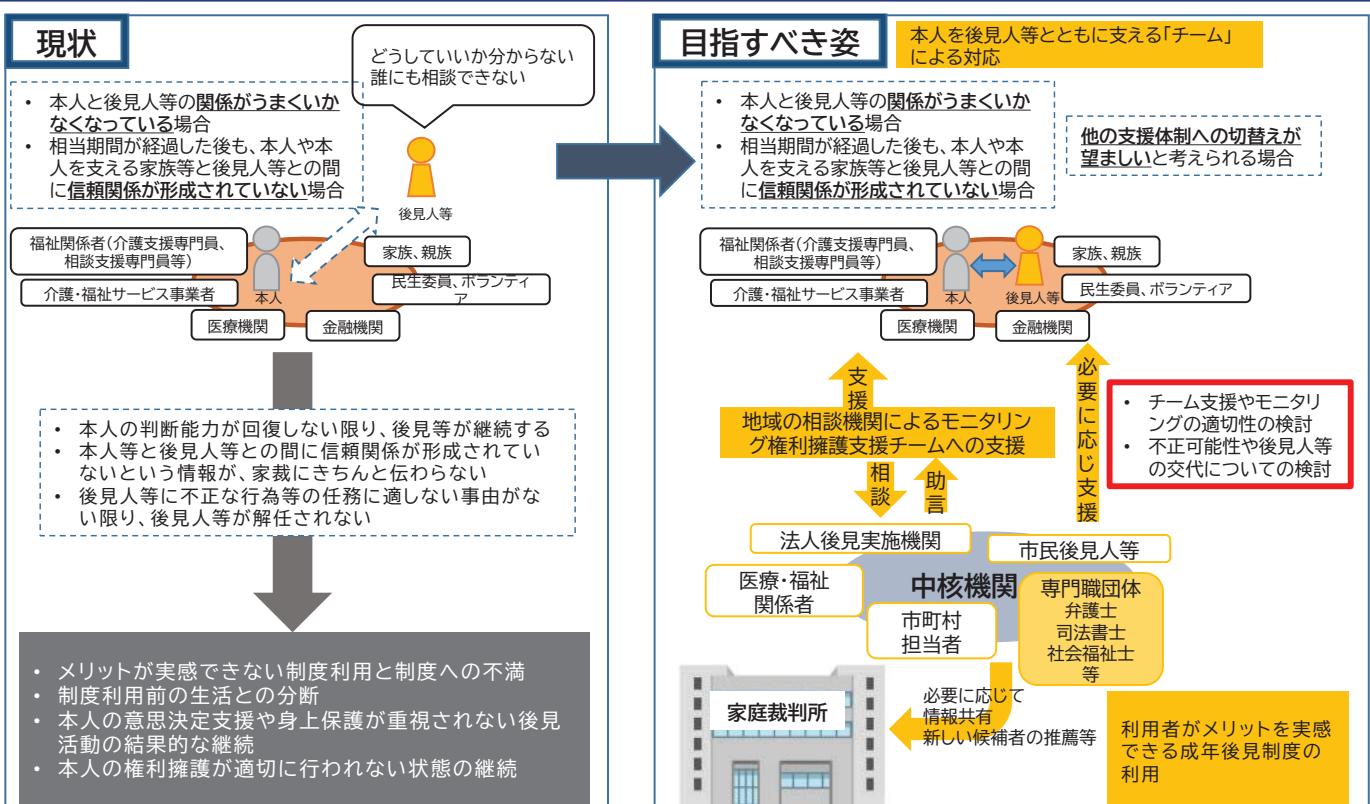
第一期基本計画:成年後見制度利用促進機能(受任者調整)
 第二期基本計画:権利擁護支援チームの形成支援機能
 成年後見制度の開始までの場面(申立ての準備から後見人の選任まで)



042

11

第一期計画:後見人支援機能
 第二期計画:権利擁護支援チームの自立支援機能
 成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人の選任後)



043

12

2 社会保障審議会福祉部会における検討

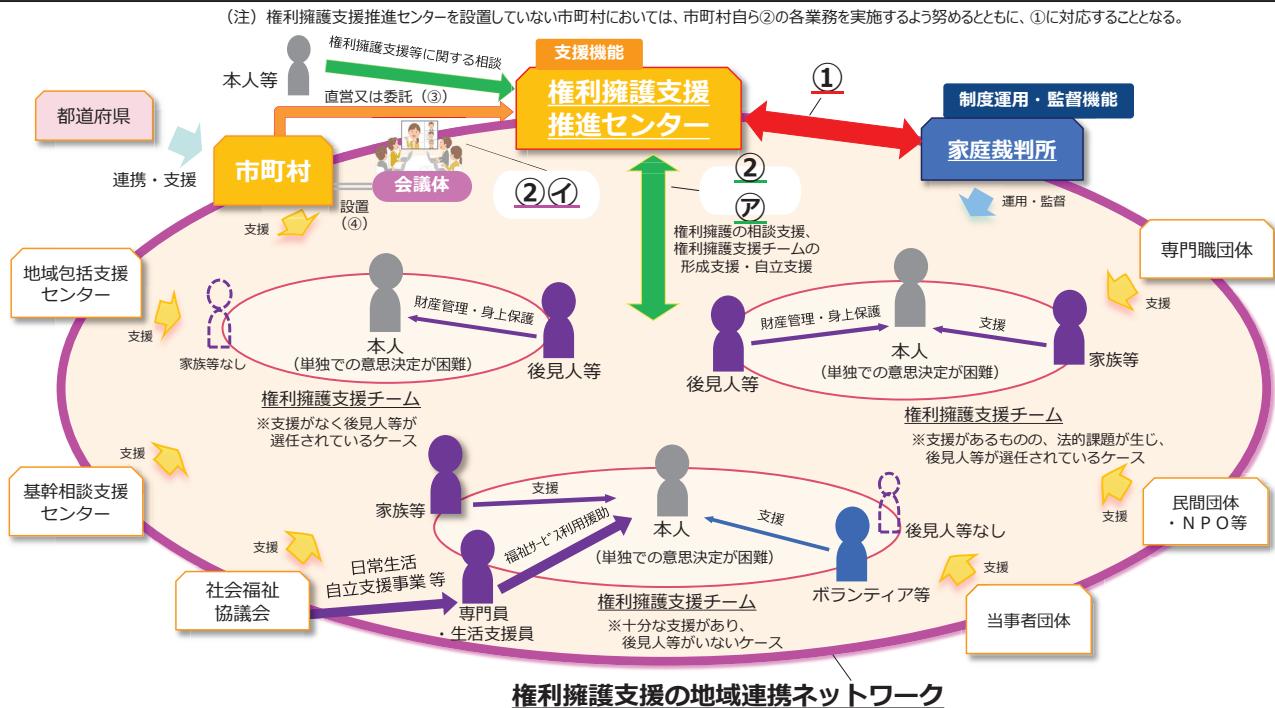
出典：第29回 社会保障審議会福祉部会（9.8）資料（一部改変）

（2）中核機関の位置付け等について ー概要イメージー

- ① (今後の成年後見制度の見直しの内容次第ではあるが、) 市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う。

②⑦ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、「権利擁護支援の内容の検討」や「支援を適切に実施するためのコーディネート」を行う業務。

②⑦ 「専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネート」を行う業務（会議体の運営等）。

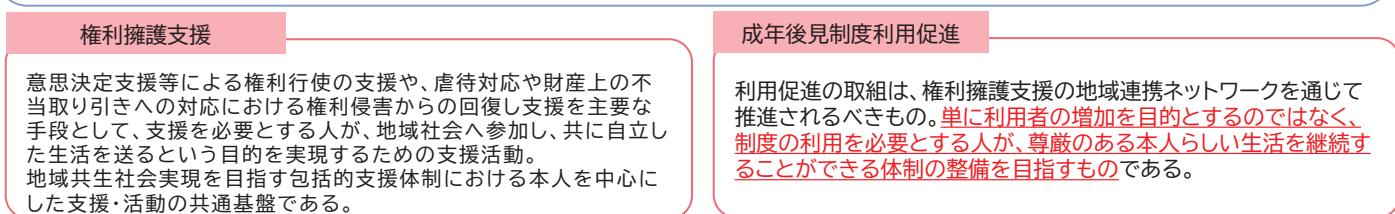


044

13

第二期成年後見制度利用促進計画における 地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
 - 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



地域共生社会の実現



045

14

成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講すべき施策 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等 ①

○ 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- 都道府県等は、意思決定支援研修等を継続的に行う。国は、意思決定支援の指導者育成、意思決定支援等に関する専門職のアドバイザー育成、専門的助言についてのオンライン活用支援などに取り組む。
- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のほか、各種意思決定支援ガイドライン等について、普及・啓発を行っていく。
- 意思決定支援の取組が、保健・医療・福祉・介護・金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う。

○ 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

- 各家庭裁判所には、地域の関係者との連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現できるよう、引き続き努力することが期待される。
- 最高裁判所・家庭裁判所には、関係機関等とも連携し、本人情報シートの更なる周知・活用に向けた方策を検討することが期待される。

○ 後見人等に関する苦情等への適切な対応

- 家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県は、それぞれの役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。

意思決定支援の基本的な考え方

掲載サイト:成年後見はやわかり
(URL:<https://guardianship.mhlw.go.jp/>)

○「意思決定支援の考え方」については、様々な分野におけるガイドラインが存在する中で、その共通する基本的な意思決定支援の考え方について「LIFE 意思決定支援の基本的な考え方」を作成

○ 意思決定支援に共通する基本的な考え方や 実践方法について知り、本人と本人の人生「LIFE(生活、人生、生命)」とのかかわりに活かしていくことが目的。支援の実際において、ぜひ活かしてください。



はじめに

私の体験をふりかえろうー誰もが当事者ー



この研修資料の使い方

- この研修資料は、「運用決定支援」に共通する基本的な考え方や実践方法について取り、本人と本人の人生「LIFE(生活、人生、生命)」とのかかわりに活かしていくことを目的として作成しました。
- この研修資料は、このような本人と本人の人生「LIFE(生活、人生、生命)」にかかわるすべての人々を対象としています。
- 「私の人生を私として生きる。」 たれもが「私の人生の主人公は私」です。
- それはかかわる人の理解があつてこそ 実現できるものと考えられます。



LIFE 意思決定支援の
基本的な考え方



解説動画

<https://guardianship.mhlw.go.jp/movie/c358/>



資料(PDF)

https://guardianship.mhlw.go.jp/common/uploads/2023/09/20230908_2.pdf



第二期計画における市町村による協議会

- 協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組み。
- 成年後見制度が、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るものとして利用されるようにするため、協議会の運営を通じて、多様な主体が理念を共有し、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく関係を推進する。
- 成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう、協議の場を設ける。

市町村による協議会

a 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」の検討・協議

個別事案対応における3つの場面(成年後見制度利用前、成年後見制度の利用の開始まで、後見人選任後)において「権利擁護の相談支援機能」(旧相談機能)、「権利擁護支援チームの形成支援機能」(旧利用促進機能の受任者調整)、「権利擁護支援チームの自立支援機能」(旧後見人支援機能)の「支援」の検討・協議を行う場。3つの検討の場を設定しなければならない訳ではなく、地域の実情に応じて柔軟に設定。

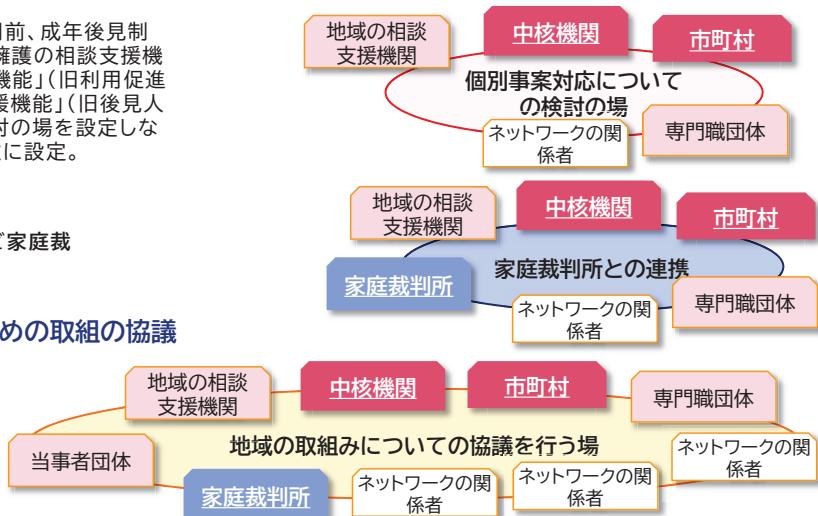
b 家庭裁判所との連携

模擬事例の検討等により受任イメージを共有するなど家庭裁判所との間での相互理解を図る場。

c 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議

個別事案対応における支援機能を強化するため、「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の視点で地域課題への取組について協議する場。既存の仕組みを活用できる。

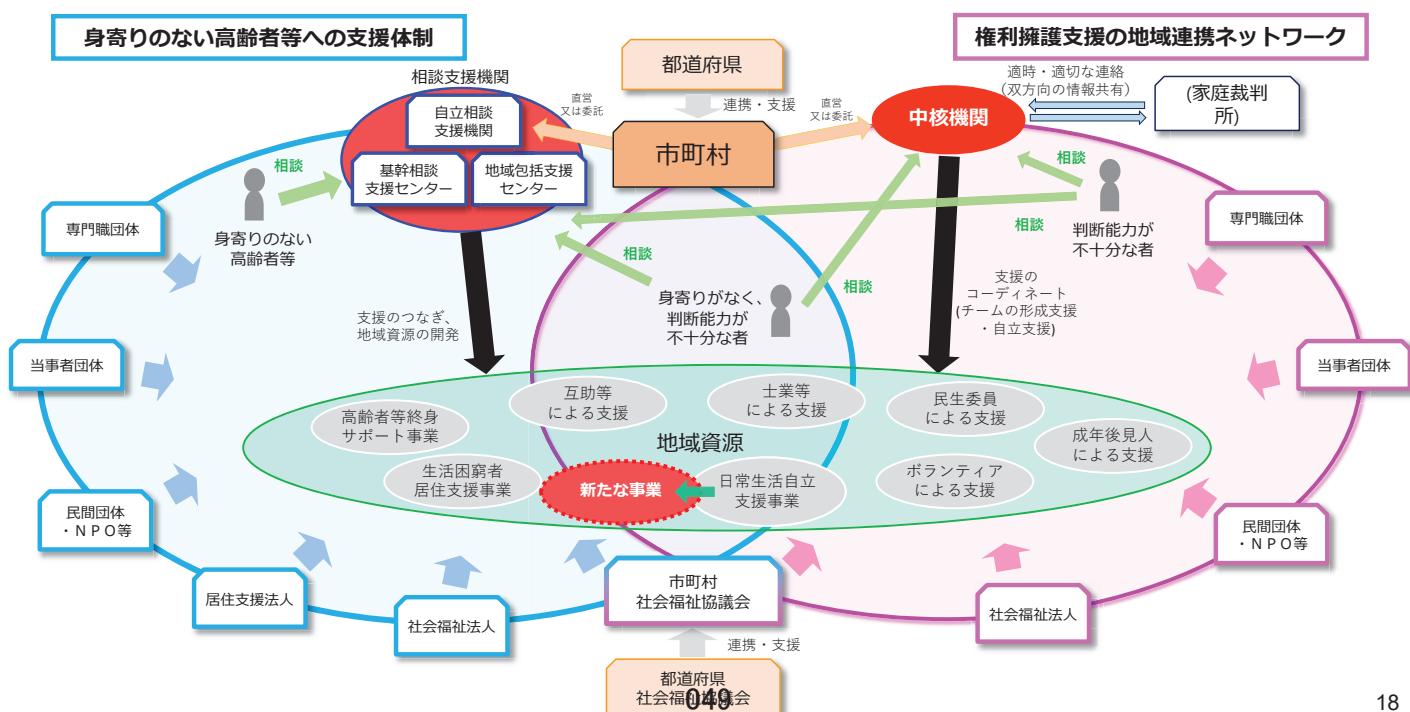
三種類必要ということではない。一つに合わせて開催が可能また、必要な場合に臨時開催など、地域の実情に応じて実施



2 社会保障審議会福祉部会における検討 (3) 市町村単位での支援体制のイメージ

出典：第29回 社会保障審議会福祉部会（9.8）資料（一部改変）

- 身寄りのない高齢者等への支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討し、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発することなどが必要。
- 判断能力が十分でなく権利擁護の必要性がある方への支援は、市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を基盤として、関係機関において相談を受け付け、関係者間における必要な情報共有や支援方針の検討を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を含めた地域の権利擁護支援策を調整し、チームによる適切な支援が行われるようにすることが必要。
- 市町村単位でのこうした支援体制を整備する観点から、必要な取組について検討。



第二期計画における都道府県による協議会

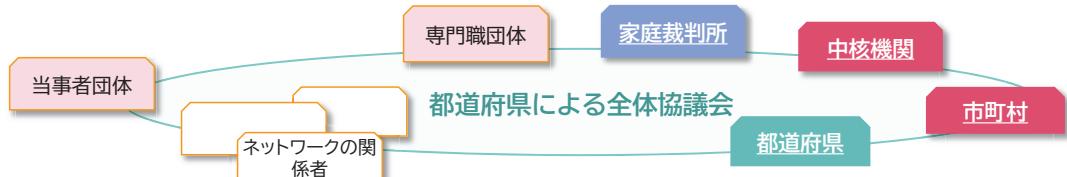
- 家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位など広域で設置されていること、担い手確保などの広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所との連携が難しい市町村や、人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援の必要性に対応するため、都道府県にも協議会を設置する必要がある。

都道府県による協議会

全体協議会で取り組むことが想定される内容

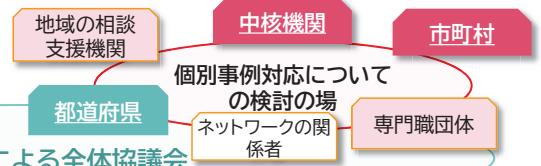
- 担い手を確保・育成するための方針策定
- 管内市町村の体制整備の取組を進めるための具体的支援策の検討
- 市町村、中核機関や法人後見実施団体等、交流の機会の支援

取組方針の策定へ



圏域単位での協議会で取り組むことが想定される内容

人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援として、一定の圏域に対して、個別事案対応についての検討の場(受任者調整や後見人選任後の支援困難事例の検討など)を設定することが考えられる。



19

050

再掲

地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和8年度当初予算案 0.8億円 (0.9億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 0.4億円

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するためには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。併せて、オンラインを活用した効果的な支援の実施を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- 都道府県等において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした意思決定支援研修を実施する。
- 市町村等において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした権利擁護支援の強化を図る研修を実施する。

＜実施主体＞都道府県、市町村（委託可）

＜基準額＞①意思決定支援研修の実施 1,000千円

②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円

＜補助率＞1/2



成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策との連携強化に取り組む。

＜実施主体＞都道府県、指定都市（委託可）

＜基準額＞5,000千円

＜補助率＞1/2



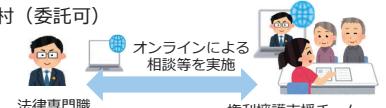
互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る。

＜実施主体＞都道府県、市町村（委託可）

＜基準額＞300千円

＜補助率＞1/2

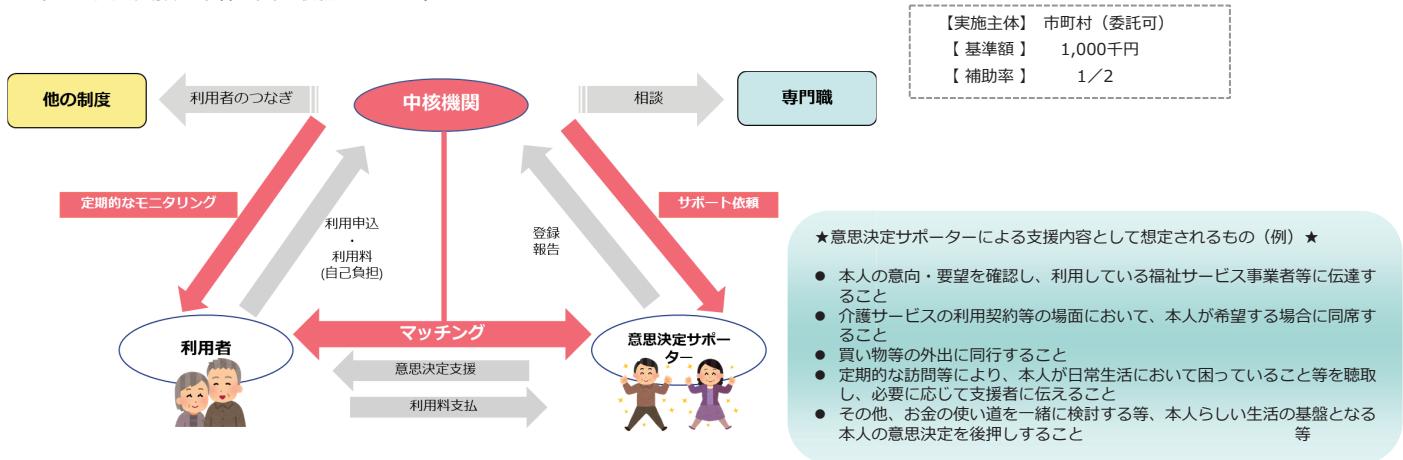


051

20

- 福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスの利用場面など社会生活における意思決定支援の確保は、これらのサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるために重要である。その際、本人と同じ生活者の視線をもつ地域住民や当事者が意思決定を支援することは、本人が安心して意思の形成、表明を行うことによるとされている。
 - このため、地域の実情に応じて、希望する者が意思決定サポートによる支援を受けられるよう、中核機関が、意思決定サポートと利用者本人とのマッチングや、その支援活動をフォローする等の取組の促進を図る。本人が、福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスを利用している場合には、サービスの提供状況を見守り・確認することで、サービス提供事業者による関係性の濫用に対するけん制効果も期待できる。
 - なお、本人と意思決定サポートとの間に信頼関係が構築されていることが意思決定支援の基盤となるため、社会生活における意思決定支援の場面でのみ意思決定サポートが関わるのではなく、日頃から丁寧なコミュニケーションをとり、関係を築いておくことが必要となる。
- ※ 『意思決定支援』とは、「特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」(意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(R2.10.30意思決定支援ワーキング・グループ))とされている。

(意思決定支援の確保を図る取組のイメージ)



鼎談における進行とルール

- ・ 会議では「〇〇さん」と呼び合いましょう。
- ・ 「専門用語」は、わかりやすく言いかえましょう。
- ・ 1回につき3分以内で発言するようにしましょう。
- ・ 皆さんが発言できるようにお互いに考えましょう。
- ・ 発言は質より量が大切。様々なアイディアを共有しましょう。
- ・ 会場の皆様におかれでは、「いいね！」と思った場面では、ぜひ「リアクションボタン」を押してください。

053

テーマ1 本人のチョイス＆コントロールの視点から見た メリットとリスク

054

新たな権利擁護支援事業

新たな事業 (日常生活自立支援事業の拡充・発展型)

事業実施主体	市区町村又は定住自立圏域単位の地方自治体(中核機関を担う団体への委託可)	<ul style="list-style-type: none"> 制限はなく、多様な主体の参画を想定(高齢者等終身サポート事業者も含まれる)。 都道府県レベルでは、都道府県社会福祉協議会・指定都市社会福祉協議会において必要な事業を実施。
対象者	社会的障壁に直面し、自律性及び主導権が保障された日常生活を営むことに支障を有する者 (特に収入・資産要件は設けない)	<ul style="list-style-type: none"> 判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがいない高齢者等とし、地域で自立した生活をし続けるために、生活上の課題に関して支援を要する者 利用者のうち一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる(無低事業)
本人の生活を支える主体	<p>「生活基盤サービス事業者」</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の日常生活を支える多様なサービスを提供する 例:金銭管理、書類預かり、福祉サービス利用援助、入退院支援、見守り、死後事務等を含むが、これに限られない。 支援付き意思決定の確保(相互牽制機能の確保+意思決定支援の充実)に係る諸条件を満たす事業者を地方自治体が登録・認定する。 (諸条件の例) 財政基盤や組織体制等の法人としての信頼性があること 権利擁護支援や意思決定支援への理解があり、意思決定支持者の訪問及び権利擁護支援専門員の調査並びに権利擁護支援委員会からの監視・監督を受け入れること 等 	<p>実施実施主体によって、以下の生活支援サービスが提供される。</p> <p>①「日常生活支援」+②「入院・入所等の手続支援」、③「死後事務の支援」のいずれか又は両方を担う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(令和6年6月)の遵守 新たな事業を実施する実施主体において取り組むべき適正な事業運営の確保策を盛り込んだガイドラインが検討されている。

055

新たな権利擁護支援事業

新たな事業 (日常生活自立支援事業の拡充・発展型)

本人の権利を支える主体	<p>「権利擁護支援委員会」</p> <p>① 生活基盤サービス事業者への監視・監督機能</p> <p>② 権利擁護支援専門員の派遣等を通じた意思決定支持者への支援機能</p> <p>③ 生活基盤サービス事業者等との見解の相違等が生じた場合の調整機能</p> <p>地方自治体が設置することを想定(中核機関への組込み等、市区町村、定住自立圏単位での設置を含む)。ただし、サービス実施主体からの独立性を確保するため、委員の大半を障害のある当事者、市民及び外部専門職で構成。</p>	<p>利用者本人の意思決定支援を適切に確保することとされているが、明示されているのは以下の点。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第二種社会福祉事業としての規律(都道府県知事へ届出。都道府県知事による事業経営の状況調査、制限、停止。命令違反の場合における罰則適用等) 社協の場合は、運営適正化委員会(都道府県単位が原則)が、事業の適正な運営の確保をするため、必要な助言または勧告を実施。 社協以外の主体の場合は当該主体の体制による。
本人の日常の思いを支える主体	<p>「意思決定支持者(フォロワー)」</p> <ul style="list-style-type: none"> 常に本人の側に立ち、本人の日常生活の場面から、本人の意思形成を促進し、本人による表明を後押しする緩やかなアドボケイト。 権限を持たない立場で、本人本意に徹する。 障害のある当事者を含む利害関係のない市民を想定。生活支援を担う事業主体からの指揮監督を受けず、独立した主体として活動する。 	<ul style="list-style-type: none"> 社協の場合には、「生活支援員」が想定される。 市民による有償ボランティアを想定。 社協の指揮監督に基づき、手足となって活動する立場(事業実施主体の履行補助者)であり、意思決定支持者とは立ち位置や役割が異なる。 社協以外の主体の場合は当該主体の体制による。
本人の支援付き意思決定の機会を保障する主体	<p>「権利擁護支援専門員(独立アドボケイト)」</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常場面では、意思決定支持者の支持性を維持するためのサポート(定期面談等)を行う。 本人にとって重大な局面では、権利擁護支援委員会から派遣要請を受け、本人の意思、選好及び価値観も踏まえながら、独立した立場で、本人の意向調査、支持活動及び必要に応じた代弁活動を自ら行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 社協の場合には、実施実施主体の被雇用者であり、本人のアセスメントや関係者間の調整等を行う「日自専門員」が配置される。 社協以外の主体の場合は当該主体の体制による。 いずれも中立的な立場であり、独立アドボケイトとは立ち位置や役割が異なる。

056

全国高齢者等終身サポート事業者協会 (全終協)の設立

2025/11/26の設立総会において、以下の審査基準（正会員）が公開された。

- ① 終身サポート事業者ガイドラインに記載されている内容の遵守
- ② 事業内容（①身元保証等サービス、②死後事務サービス、③日常生活サービスすべての業務を行っていること）
- ③ 契約締結の方法・過程（利用者本人の意思を丁寧に確認）
- ④ 利用者の判断能力低下時の体制構築
- ⑤ 死後事務委任契約における預託金（原則：信託口座管理、例外：弁護士、司法書士といった業法に基づく規制に服している別法人への管理委託）
- ⑥ 医療行為等に関する本人意思の意向表明（定期的な意向確認・見直しを含む）
- ⑦ 解約に関する定め（預託金は、必要費用の控除を除き、原則として全額返金）
- ⑧ 個人情報の取扱い（プライバシーマークの取得を原則とする）
- ⑨ 財務体制（直近の税務申告において債務超過となっていないこと等）
- ⑩ 寄附、遺贈及び死因贈与（「一般型事業者（利用者からの寄付を受領しない）」と「相互扶助型事業者（低所得者にも事業の利用を提供する場合、一定条件の下、利用者からの寄付等を受領することを許容する）」の二類型）
- ⑪ 利益相反が生じることを防ぐ体制整備
- ⑫ 死亡届出に関する体制整備（戸籍法上「家屋の管理人」として届出義務者となる場合あり）

正会員となるための
追加要件

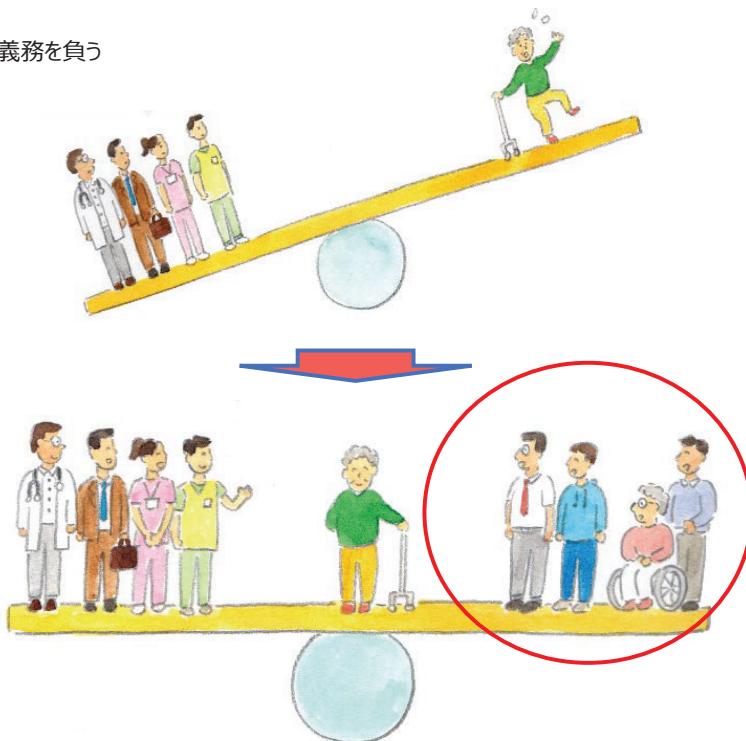
057

テーマ2 意思決定サポーターの「支援者化」の課題

意思決定フォロワー（サポーター）は、「本人の側」から本人の意思決定を下支えする人たちです。

何らかの権限を有する又は義務を負う
「支援者」の価値観

- ・最善の利益の追求
(よかれと思って…)
- ・保護重視
- ・安全重視



本人の意思決定を応援する
「支持者」&アドボケイ特の価値観

- ・心からの希望の探求
(あなたの本当の思いは?)
- ・チョイス＆コントロールの保障のためのマイク＆スピーカー
- ・リスクを負うことの尊厳

059

フォロワーは支援者の代わりに何かをする人？ 答えは、NO！

何に困っているのか決めるのは本人。

何を望むのか、何を困っているのか、何に怒っているのか。

本人と同じ生活者の目線や気持ちで考え、

本人が伝えにくいところを補いながら

本人が周りにいる人たちと話すのを後押しするだけ。

フォロワーの行動基準

(豊田市での意思決定支援モデルプロジェクトにおける意思決定フォロワーの活動の際の心がけから引用)

- ①本人のwish(希望・願い)やコミュニケーションを広げる・深める
- ②本人がwishや主張を言う・主張するのを手伝う
- ③本人のwishや主張をマイクやスピーカーとして伝える
- ④本人のwish・主張や困りごとを、事務局や専門員に相談する

※マイク・スピーカーの原則

言い換えたりしない、そのまま言う／小さな声を大きくする／言う・言わないのスイッチは、本人がもつ

引用:「フォロワー」というつながり始めませんか？(通称「フォロワーブック」SDM-Japan作成)

フォロワーの活動で心がけること

豊田市での意思決定支援モデルプロジェクトにおける
意思決定フォロワーの活動の際の心がけから引用

- 本人のお金を直接取り扱わない
- 本人のために良かれと思って口出ししない
- 本人のお話を途中でさえぎらない
- 本人の好き嫌い・信条・価値観・
希望を踏まえて選択肢を提案する
- 言葉以外のコミュニケーションにも着目する
- 本人が自らの希望を他の人に
伝えられる方法と一緒に考える
- 支援者等とは本人がいない
ところでは話を進めない



03

本人といっしょに意思決定支援の ボタン(きっかけ)を押していく

人は、話せることしか話さないし、話したいことしか話せません。「聞き出す、真実を突き止める」という姿勢ではなく、話せる(伝えられる)、話したくなる(伝えたくなる)環境と関係性をいかにつくれるか。のんびりとした間の抜けた話に思えるかもしれません、話す側(伝える側)の視点で見たら、**その間こそが大切です**。さまざまな事柄について自己選択を積み重ねることによって、支援を受けながらも自分自身の人生に主導権を持って生きる、その時にいつもそばにいるのがフォロワーです。



引用:「フォロワー」というつながり始めませんか?(通称「フォロワーーブック」SDM-Japan作成)

テーマ3 本人の声が消えない構造と 地域の実情を踏まえたしくみづくり

過去のわたし

環境は変えられないんだから、あなたがこの社会に合わせて頑張るしかない…そう言われ続けてきた。

ありがたいはずの支援なのに、なんだか私をコントロールしようとしている人が多くて、モヤモヤする。

助けてくれるのはわかるけれど、本当に言いたいことは飲み込んでしまう。だから逆に、ひとりぼっちな気がしてしまう。

「意思決定支援」って言葉はよく聞くけど、それって私に「うん」って言わせるためのテクニックじゃないの？

選べるはずのことが、最初からなかったことにされてる気がする。仕方なく選んだだけなのに、それが「あなたが決めたことでしょ」と言われるのもつらい。

チョイス＆コントロール(自己選択と主導権)が保障された世界にいるわたし

「社会の中にバリア」があることを誰もが感じている。だからこそ、自分にとっての居心地の良さを感じられる社会を作っていくと思える。

私の話を受け止め応援してくれる「フォロワー」がいる。なんでも言える友達や仲間もいる。いろいろ大変だけど、愚痴も言えるし、ほっとする。

私の好き・嫌いや価値観を第一に考えてくれる「チーム」がいる。前は無理だと思っていたことに、もしかしたら挑戦してみてもいいかも、と思える。

すぐに決められないこともあるし、迷ったり、立ち止まったりすることも大切。「どうしようか？」と私の言葉を待ってくれる人がいるから安心できる。「なんだかおかしいな」と思ったとき、ひとりで抱えなくともよい。ときには、フォロワーと一緒に「支援者」に伝えることもできる。もし本当に困ったときは、私の味方になってくれる「仕組み」がある。

063

16

本人の声が消えない「フォロワーシステム」のしくみと各主体の役割

Ver.2

フォロワーシステムとは…、 “自分の人生を決める力”を支える仕組み
自分の人生を“自分で選び、動かす”ための応援団

生活基盤を支えるが故に本人の意思決定への影響力が大きい存在 (生活を支える人)

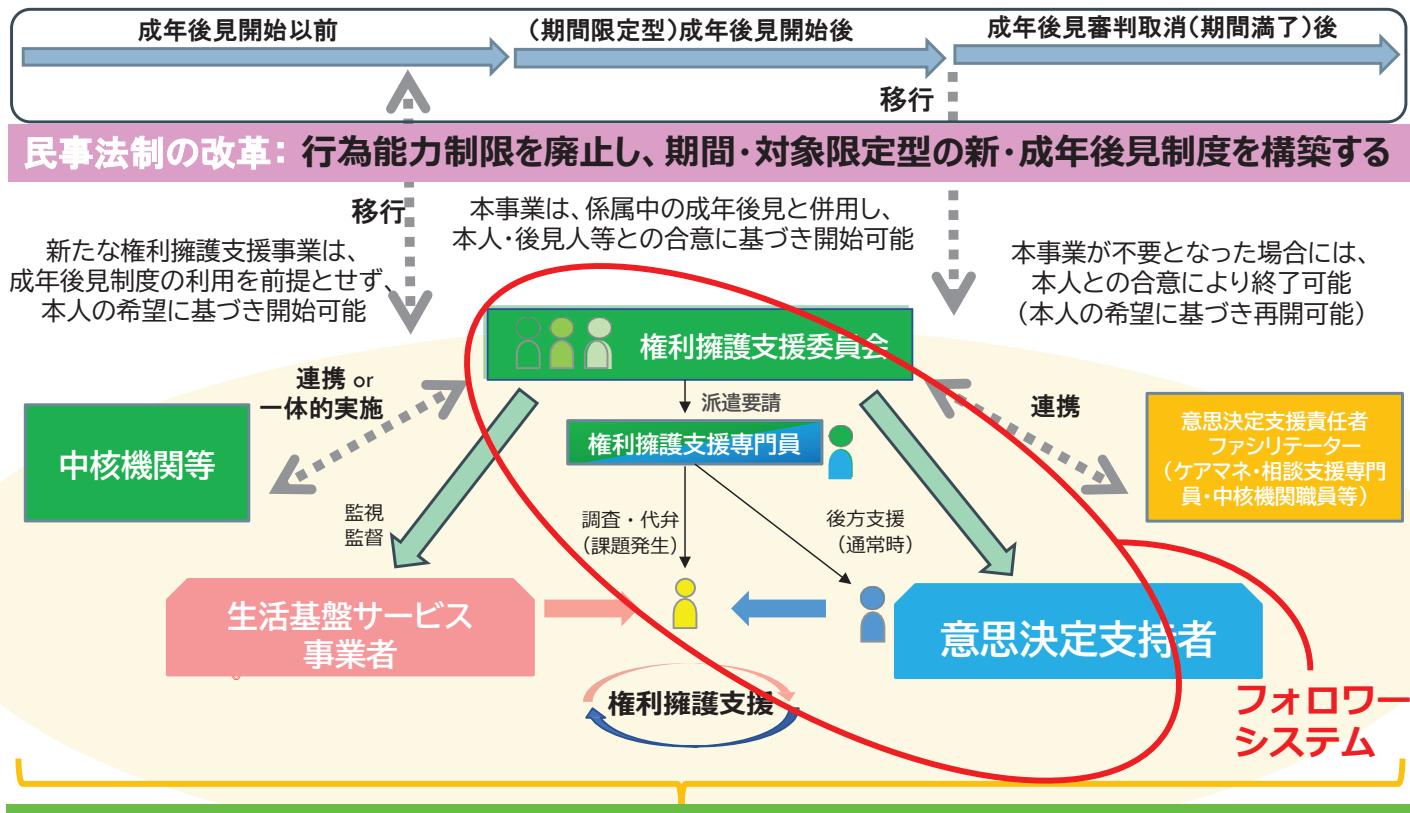
本人の意向、選好や価値観に根差した本人の意思決定を支持、応援する存在 (本人を推す人)



一定の中立性を保ちながら「支援者」の活動を監視・監督し、「支持者」の活動を支援する。ときには両者への調整・介入を行うことにより相互牽制機能を確保する (権利を支える人)。

064

「フォロワーシステム」を第二種社会福祉事業に実装することの重要性



社会福祉法制の改革：相互牽制機能を実装した新たな権利擁護支援事業を第二種社会福祉事業へと位置付け、支援付き意思決定（意思決定支援）を確保する

第1部の最後に… これからを様々なことを進めていくときに心に留めておきたいこと

- わたしたちは、本人のために支援しているつもりでも、いつの間にか、本人の気持ちから距離をつくってしまうことがある。
- それは悪意や努力不足ではなく、役割を一人で背負わされる構造から生まれることもある。
- 支援する人が支援者側の論理に立つとき、本人は顧みられなくなり、ひとりぼっちになったと感じてしまうことがある。
- だから必要なのは、誰かが「正しく導く」ことではなく、それでも、本人の側に立ち続ける役割がチームの中に残り続けること。

迷ってもいい。
失敗してもいい。
時間がかかるってもいい。
それでも、
「わたしの側に立つ人がいる」
そう感じられること。
それが、
わたしがわたしで居続けられる地域なのかもしれない。

第一部参考資料

067

新たな権利擁護支援事業の新設を求める 日弁連意見書

本人の自律、意思及び選好を尊重する支援付き意思決定の仕組みを実装した『権利擁護支援事業』を社会福祉法に新設することを求める意見書(令和7年9月19日発出)

<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2025/250919.html>

意見書に関する学習会についてはこちら(アーカイブ配信あり)

<https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2025/251105.html>



068

本人の自律、意思及び選好を尊重する支援付き意思決定の仕組みを実装した「権利擁護支援事業」を社会福祉法に新設することを求める意見書

2025年（令和7年）9月19日
日本弁護士連合会

2025年5月、厚生労働省「地域共生社会の在り方検討会議」において、新たな権利擁護支援の制度設計等に関する中間とりまとめが公表された。これを受け、今後、社会保障審議会福祉部会において、具体的な制度化の議論が進められる見通しである。

本意見書は、こうした動向を踏まえ、新たな権利擁護支援事業の新設等について、当連合会の見解を示すものである。

第1 意見の趣旨

国は、新たな権利擁護支援事業を社会福祉法第2条第3項に掲げる第二種社会福祉事業として新設すべきである。

まず、同事業については、本人の自律、意思及び選好を尊重する支援付き意思決定を確保するため、常に本人の側に立ち、本人の意思・意向、選好及び価値観に根差した意思決定を支持する「意思決定支持者」、日常的に金銭管理サービス等を行う事業者を監視・監督しつつ、本人及び意思決定支持者を支援する第三者機関としての「権利擁護支援委員会」、並びに同委員会から要請を受け独立した立場で調査、支持及び代弁活動等を行う「権利擁護支援専門員」の各主体とその機能を法文上明記すべきである。

そして、全国いわなる地域においても同事業を利用することができるよう、本質的要素である相互牽制機能を維持しつつ、各地域の実情に応じた形での導入を進めるための人的・財政的資源を含めた体制整備を、国の責任において推進すべきである。

第2 意見の理由

1 成年後見制度の見直しと新たな社会福祉支援のニーズ

日本の2024年の高齢化率は世界で最も高い29.1%であり、2036年には33.3%に上ると予測され、国民の3人に一人が高齢者となる時代が間近に迫っている。

新たな権利擁護支援事業の新設を求める 日弁連意見書

第1 意見の趣旨

国は、新たな権利擁護支援事業を社会福祉法第2条第3項に掲げる第二種社会福祉事業として新設すべきである。

まず、同事業においては、本人の自律、意思及び選好を尊重する支援付き意思決定を確保するため、常に本人の側に立ち、本人の意思・意向、選好及び価値観に根差した意思決定を支持する「意思決定支持者」、日常的に金銭管理サービス等を行う事業者を監視・監督しつつ、本人及び意思決定支持者を支援する第三者機関としての「権利擁護支援委員会」、及び同委員会から要請を受け独立した立場で調査、支持及び代弁活動等を行う「権利擁護支援専門員」の各主体とその機能を法文上明記すべきである。

そして、全国いかなる地域においても同事業が利用可能となるよう、本質的要素である相互牽制機能を維持しつつ、各地域の実情に応じた形での導入を進めるための人的・財政的資源を含めた体制整備を、国の責任において推進すべきである。

069

ポイント1 支援付き意思決定の保障 (Supported Decision-Making)

本事業は、利用対象者となる本人の自律と主導権(チョイス＆コントロール)の保障を目的としています。生活支援等のサービスが本人の権利擁護支援として展開されるに当たっては、事業全体として、支援付き意思決定の仕組み(意思決定支援の充実と相互牽制機能の確立)が確保されていることが必要不可欠です。

なぜなら、本人にサービスを提供している介護・福祉事業者等が、本人の日常的な金銭管理、生活支援、死後事務等を支援する役割をも担う場合(このような事業者等を「生活基盤サービス事業者」といいます。)、以下のメリットとリスクを考慮する必要があるからです。

メリット	リスク
<ul style="list-style-type: none">・本人の生活上の利便に資する。・成年後見制度を利用しない場合や同制度終了後の本人の生活を円滑にするための選択肢として機能しうる。	生活基盤サービス事業者等が本人との関係性(サービスへの依存性)を利用して、本人に対して不適切なサービスの提供、不利益なサービスの強要や財産の不正利用等を行うおそれがある。

070

ポイント2 相互牽制機能の確立

本事業の実施に当たっては、地域の実情及び提供するサービスの内容・程度に応じた「相互牽制機能」を発揮することが求められます。

具体的には、3つの主体による協働と相互牽制が想定されます。

- ① **生活基盤サービス事業者**
- ② **意思決定支持者**
- ③ **権利擁護支援委員会及び権利擁護支援専門員**

※本事業の実施主体は、市区町村単位又は定住自立圏単位における地方自治体を想定しています。

相互牽制機能とは？（第二期成年後見制度利用促進専門家会議中間検証報告書より）

- ① 意思決定における本人の自律性と主導権を確保するため、
- ② 意思決定支援に関わる複数の主体がそれぞれ独立した立場から確認、評価し合うことにより、
- ③ 本人の意思決定を支援する枠組みの透明性を確保し、もって
- ④ 本人の意思決定に対する関係性の濫用及び不当な影響力の行使を抑制する機能

071

ポイント3 地域共生社会の実現に向けた体制整備と財源確保

本事業を遂行するに当たっては、適切な扱い手を確保し、地域の実情に応じたきめ細やかな体制整備を行うことが必要です。ただし、本事業の本質的要素である相互牽制機能を維持することが大前提です。

日常生活自立支援事業を発展拡充させる方法を取る場合の留意点

- ① 事業者側に属する生活支援員や日常生活自立支援事業専門員が、意思決定支持者や権利擁護支援専門員の役割を同時に担うことはできないこと
→独立した主体として、**意思決定支持者及び権利擁護支援専門員を別に設ける**必要あり
- ② 金銭管理等の状況や意思決定支持者の活動を継続的に見守り、必要な相互牽制機能を確立する必要があること
→権利擁護支援委員会を新設し又は市町村単位若しくは定住自立圏単位を管轄する**独立した第三者機関(中核機関等を含む)に同委員会と同等の権限と機能を組み込む**こと
- ③ 市町村が主体となって同事業を実施していく制度の導入も含め、事業実施主体の在り方について検討を行うべきであること(国庫補助及び地方自治体補助の大幅増額を含む)

本事業が「終わることのできる成年後見制度」の受け皿としての役割をも期待していることに鑑みれば、本事業の利用促進の観点から、**利用者が負担する費用を行政が一部又は全部助成する制度も検討されるべき**です。

支援付き意思決定制度への転換を図るための制度設計

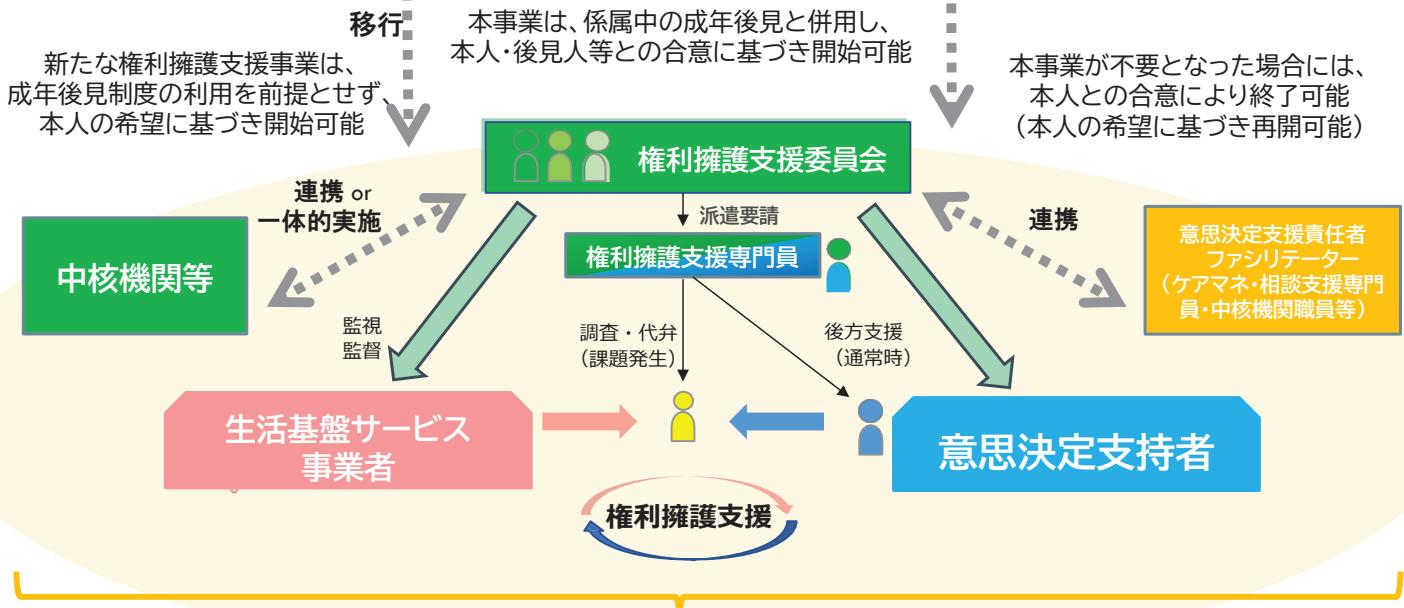
成年後見開始以前

(期間限定型)成年後見開始後

成年後見審判取消(期間満了)後

移行

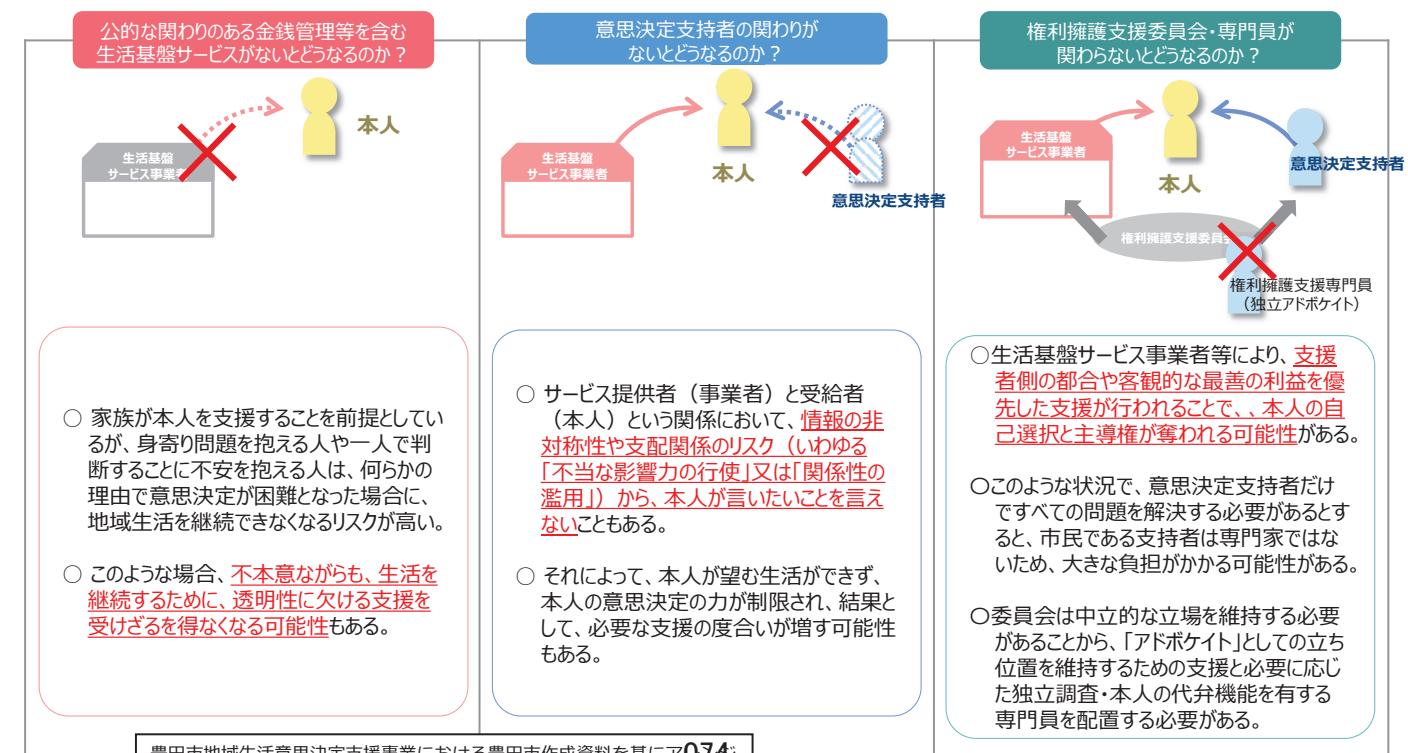
民事法制の改革：行為能力制限を廃止し、期間・対象限定型の新・成年後見制度を構築する



社会福祉法制の改革：相互牽制機能を実装した新たな権利擁護支援事業を第二種社会福祉事業へと位置付け、支援付き意思決定（意思決定支援）を確保する

新事業や高齢者等終身サポート事業は「権利擁護支援事業」になり得るか？～このしくみに、意思決定支持者・権利擁護支援委員会等の関わりがないとどうなるのか？～

- 新たな権利擁護支援事業は、日常的な金銭管理等を含む生活基盤サービス事業者と、本人の意思決定を支持する「意思決定支持者」の双方が独立した立場で関わることがポイントである。権利擁護支援委員会は、事業者の金銭管理等の定期確認を行ったり、フォロワーの定期的な支援を行いつつ本人にとって重要な意思決定を行う際には本人視点に一貫して立つ主体である専門員（独立アドボケイト）を派遣するなどの対応を行なうことが想定されている。
- これらの関わりをしくみとして整備することは、特に身寄り問題を抱える人のほか一人で判断することに不安を抱える人が、安心して本事業を利用し、本人らしい生活を実現するために極めて重要である（障害者権利条約12条4項の濫用防止措置の充足及び国連勧告が求める支援付き意思決定の仕組み）。



【参考】社会福祉法の改正イメージ (権利擁護支援事業新設バージョン) ver.2

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

- 十三 権利擁護支援事業(精神上の理由又は社会的障壁により意思決定の機会及び地域社会への参画に相当の制約を受け、日常生活又は社会生活を営むことに支障がある者(以下この号において「権利擁護支援対象者」という。)に対し、利用者の資力に応じて、その者の自律性及び主導権を保障するために必要な福祉サービスその他社会生活上必要な支援(前項各号及び前各号の事業において提供されるものほか、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などの提供を含む。以下この号において同じ。)を提供するとともに、当該支援の利用に伴って生じる権利侵害のおそれのある事態に対応するために必要な意思決定支援の確保を目的とした相互牽制機能の確立その他当該者の権利の擁護のために必要な援助を一体的に行う事業をいう。)

判断能力に課題のある認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等のみならず、身寄り問題を抱える人や引きこもりの人等、社会的障壁(社会モデルとしての「障害」)に直面し、居所、教育及び就業に関する選択並びに医療、福祉及び介護その他のサービス利用等に相当の制約を受け、自律性及び主導権が保障された日常生活を営むことに支障を有する者を想定

075

相互牽制機能確保のための具体的業務としては、以下を想定

- ①本人の意思形成の補助(事業に関わる各主体による、本人の意向、選好及び価値観の把握を踏まえた情報提供や選択肢提示等)
- ②本人の意思表明の補助(意思決定支持者による日常的な関わりと権利擁護支援専門員(独立アドボケイト)による重要な場面における関わり等)
- ③サービス利用に伴う関係性の濫用及び権利侵害の防止・対応(支持者、専門員の報告を踏まえた権利擁護支援委員会による監督と調整)

社会福祉法第80条以下(権利擁護支援事業の実施に当たっての配慮)新設イメージ

第三節 権利擁護支援事業の実施に当たっての配慮

(権利擁護支援事業の実施に当たっての配慮)

第88条 権利擁護支援事業を行う者は、当該事業を行うに当たっては、利用者の自律性及び主導性の保障に特に留意し、その意思(意向、選好及び価値観を含む。)を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立って公正かつ適切な方法により行わなければならない。

2 権利擁護支援事業の実施に当たっては、事業者とは独立した立場で活動する意思決定支持者及び権利擁護支援委員会を設け、各主体が相互に事業の遂行を確認し、評価し合う機能(以下「相互牽制機能」という。)を確保するものとする。

(権利擁護支援事業の全国的実施体制の整備等)

第89条 国、都道府県及び都道府県社会福祉協議会は、権利擁護支援事業を行う市町村、市町村社会福祉協議会その他の者と協力して、当該都道府県の区域内においてあまねく権利擁護支援事業が実施されるよう必要な事業を行うとともに、これと併せて、相互牽制機能の確保のための体制整備に係る助言及び当該事業に従事する者の資質の向上のための研修並びに権利擁護支援事業に関する普及及び啓発を行うものとする。

2 国、都道府県及び都道府県社会福祉協議会は、当該当道府県の区域内において、利用者が自由に自己の意見を表明することができるよう、当該区域内において権利擁護支援事業を行う地方公共団体又は当該地方公共団体の指定する法人の要請に応じて、権利擁護支援に関する専門的知識・技術を有する者(以下「権利擁護支援専門員(独立アドボケイト)」という。)を派遣できる体制を構築するものとする。

(市町村による権利擁護支援体制の整備)

第90条 市町村は、その区域内において権利擁護支援事業が適切に行われるよう、当該事業の実施に関する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

076

社会福祉法第80条以下(権利擁護支援事業の実施に当たっての配慮)新設イメージ

(権利擁護支援事業の運営基準)

第91条 権利擁護支援事業を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行う権利擁護支援事業の運営に関し、職員の員数及び資格その他厚生労働省令で定める基準を満たさなければならない。

(権利擁護支援事業従事者の秘密保持)

第92条 権利擁護支援事業に従事する者(当該事業の用務に当たる者を含む。)は、正当な理由なく、当該事業の業務上知り得た利用者に関する秘密を他に漏らしてはならない。

(意思決定支持者)

第93条 地方公共団体又は当該地方公共団体の指定する法人は、権利擁護支援事業を行うに当たり、意思決定支持者を養成し、配置する。

2 意思決定支持者は、利用者の意思形成及び意思表明を支持するため、次に掲げる行為を行う。

- 一 定期又は随時の訪問による本人の意向、選好及び価値観の把握
- 二 必要な情報の提供
- 三 本人の意思表明の後押し
- 四 その他、意思決定の過程において必要な支援

3 意思決定支持者は、前項の活動に関し、本人の意向、選好及び価値観に基づき行動しなければならない。

4 意思決定支持者は、活動の状況について記録を作成し、当該地方公共団体等に提出しなければならない。

077

社会福祉法第80条以下(権利擁護支援事業の実施に当たっての配慮)新設イメージ

(権利擁護支援委員会)

第94条 地方公共団体又は当該地方公共団体の指定する法人は、その区域内において、権利擁護支援事業の適正な運営を確保し、利用者の意思が尊重されるよう、市町村、社会的障壁を有する当事者及び権利擁護支援について専門的知見を有する者で構成される権利擁護支援委員会を設置する。

2 権利擁護支援委員会は、利用者の権利擁護支援の観点から、権利擁護支援事業を行う者を監視又は監督し、利用者及び意思決定支持者への支援を行うことによって、継続的な相互牽制機能の確保を図らなければならない。

3 権利擁護支援委員会は、第1項の規定により行われる権利擁護支援事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該権利擁護支援事業を行う者又は意思決定支持者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

4 権利擁護支援事業を行う者及び意思決定支持者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(権利擁護支援専門員)

第95条 権利擁護支援委員会は、前条の監督及び支援を行う体制を確保するため、権利擁護支援専門員(独立アドボケイト)の派遣を、自ら又は都道府県、都道府県社協又は都道府県が指定する法人に要請し、同専門員に対して、事実調査及び支援に係る事務の一部を取り扱わせることができる。

2 権利擁護支援専門員は、その職務を遂行するにあたって、法令及び諸規程に従うとともに派遣元の職務上の命令(権利擁護支援に係る事実調査及び支援に関するものを除く。)に忠実に従わなければならない。

3 権利擁護支援専門員は、権利擁護支援に係る事実調査及び支援については、独立してその職務を行う。

(政令への委任)

第96条 この節に規定するもののほか、権利擁護支援委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

078

社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会意思決定フォロワー推進事業の試行的運用に関する要綱

(意思決定支持者の行動原則)

第8条 意思決定支持者は、本人の自律性と主導権が確保された生活に向けて、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 本人を定期又は隨時に訪問すること
 - 二 本人の地域生活における意向、選好及び価値観を把握すること
 - 三 前号を踏まえ、本人の意思の形成に必要な情報を提供すること
 - 四 第二号を踏まえ、本人による意思の表明を後押しすること
 - 五 本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合を除き、本人に関する情報を受領し又は提供するときは、本人が関与する場において行うこと
 - 六 その他、本人の意思決定に関して必要な便宜を提供すること
- 2 意思決定支持者は、法令に特別の定めがあるもののほか、その性質に反しない限り、本人の意向、選好及び価値観に沿って行動しなければならない。

第2部 実践報告

フォロワーシステムを活用した高齢者・障害者の意思決定支援モデル事業について

1) 趣旨説明 映像で見るフォロワーシステムの実際

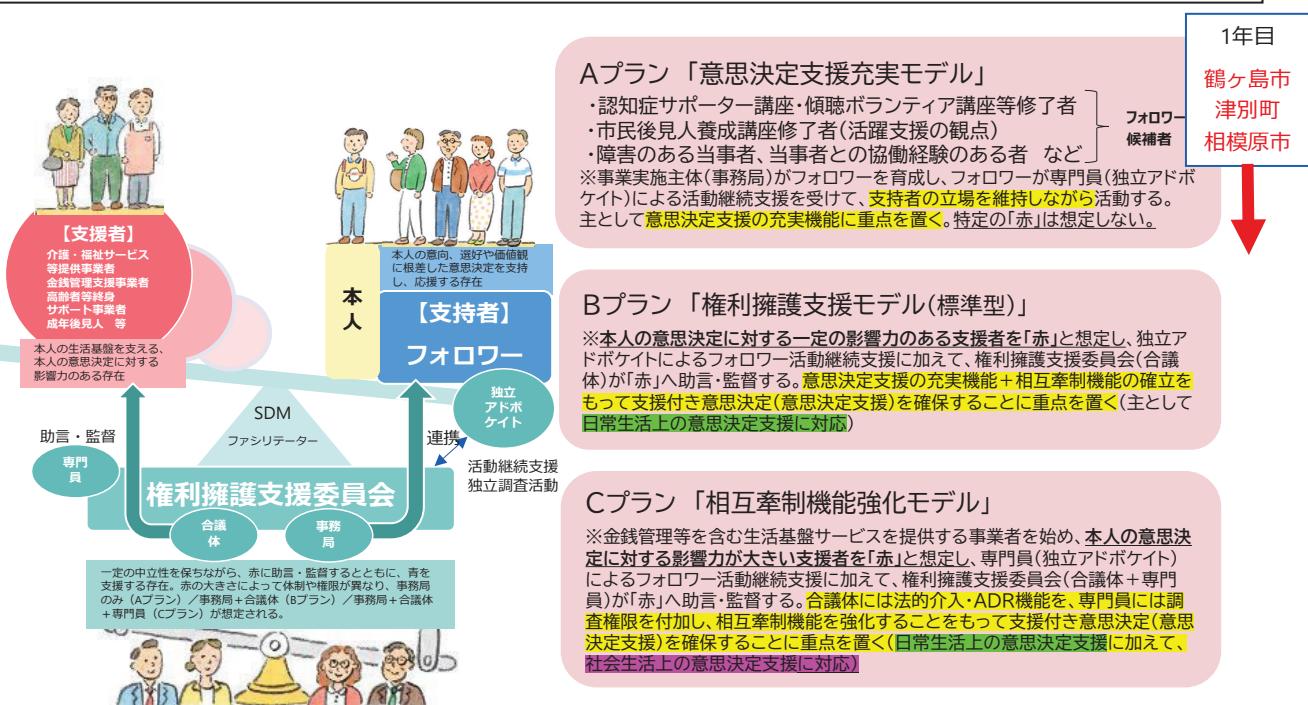
水島 俊彦 Mizushima Toshihiko

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク (SDM-Japan) 副代表理事

080

小さく産んで大きく育てる「新しい権利擁護事業」の段階的発展イメージ ver. 4

自治体の規模、地域連携ネットワークの構築状況、権利擁護支援への取組状況によって、幾つかのパターンが考えられる。



第二種社会福祉事業の新設（及び福祉サービス利用援助事業の改訂）の際には、影響力の度合いに応じた相互牽制機能を確保するための独立した主体（意思決定支持者、権利擁護支援委員会及び同専門員（独立アドボケイト等））が明記される必要がある。多様な主体の参入が予測され、成年後見制度終了後の受け皿としても期待される「新たな事業」を進める際には、A・Bプランでは十分とはいはず、裁判所による監督機能と同等又はそれ以上の相互牽制機能（Cプラン）が確保されるべき。

081

第2部 実践報告

フォロワーシステムを活用した高齢者・障害者の
意思決定支援モデル事業について

2) 各地からの実践報告

- ・埼玉県鶴ヶ島市
- ・北海道網走郡津別町
- ・かながわ共同会（神奈川県相模原市）

水島 俊彦 Mizushima Toshihiko

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）副代表理事

082

地域共生社会実現のための

“意思決定フォロワー”

孤立孤独をゆるやかに防ぎ
 一人ひとりを大切にする地域づくり

令和8年2月7日



SDM-Japan 一般社団法人
 Japan Network of Supported Decision Making
 日本意思決定支援ネットワーク

鶴ヶ島市社会福祉協議会
 地域福祉担当 兼
 権利擁護支援センター
 主幹 牧野郁子

083



位置：埼玉県のほぼ中央・都心から45km
 圏内

地形：平坦で大きな河川がない
 面積：17.65km²

交通：高い交通利便性
 2つのインターチェンジ

- ①鶴ヶ島IC (関越自動車道)
- ②圏央鶴ヶ島IC (首都圏中央連絡自動車道)

3つの鉄道駅

- ①若葉駅 (東武東上線)
- ②鶴ヶ島駅 (東武東上線)
- ③一本松駅 (東武越生線)



オリンピックの年に行われる脚折雨乞祭り

○人口 69,675人 (R7.4)
 ○世帯数 33,990世帯 (R7.4)
 ○11.1% (14歳以下)
 ○高齢化率 29.8% (65歳以上)
 17.4% (75歳以上)

一人暮らし高齢者数 5003人

○要介護高齢者 2059人

○要支援高齢者 950人

○障害者手帳保持

身体 1,782人

療育 516人

精神 798人

○生活保護受給世帯 574世帯

○年少人口 7003人

○小学校8校・中学校5校・高等学校1校

⇒R10 中学校4校に
 福祉教育・体験学習推進校14校(全校)

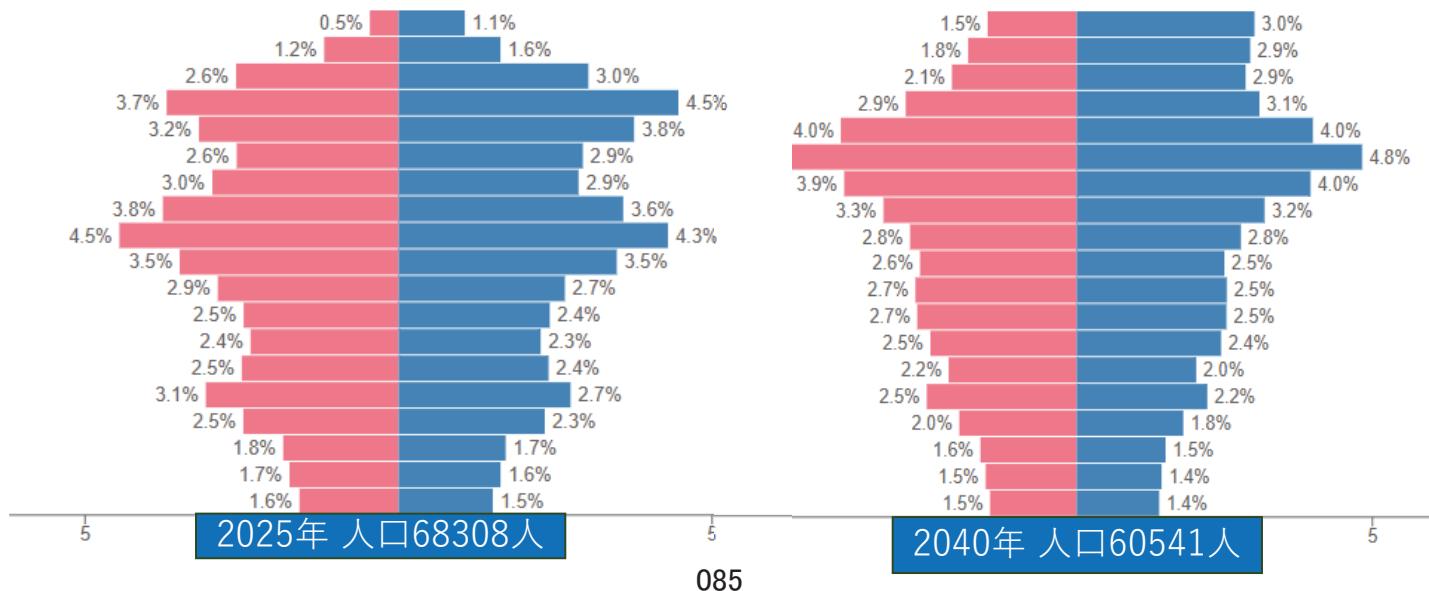
○78自治会 自治会加入率 49.82%
 (R5年 52.36%)

084

鶴ヶ島市の特徴

団塊の世代・団塊ジュニア多い 高齢者施設多い
東京のベットタウン⇒つながり薄い
地域活動が盛ん⇒意識の高い住民層
サロン91団体・ボランティア団体51団体・見守りチーム600

埼玉県 鶴ヶ島市の人口ピラミッド 「統計リアルHP参照」



意思決定フォロワー導入のきっかけは現場の声

①特養施設長からの相談

成年後見人をつけるまでではないが、

→すべて施設がきめていいのか

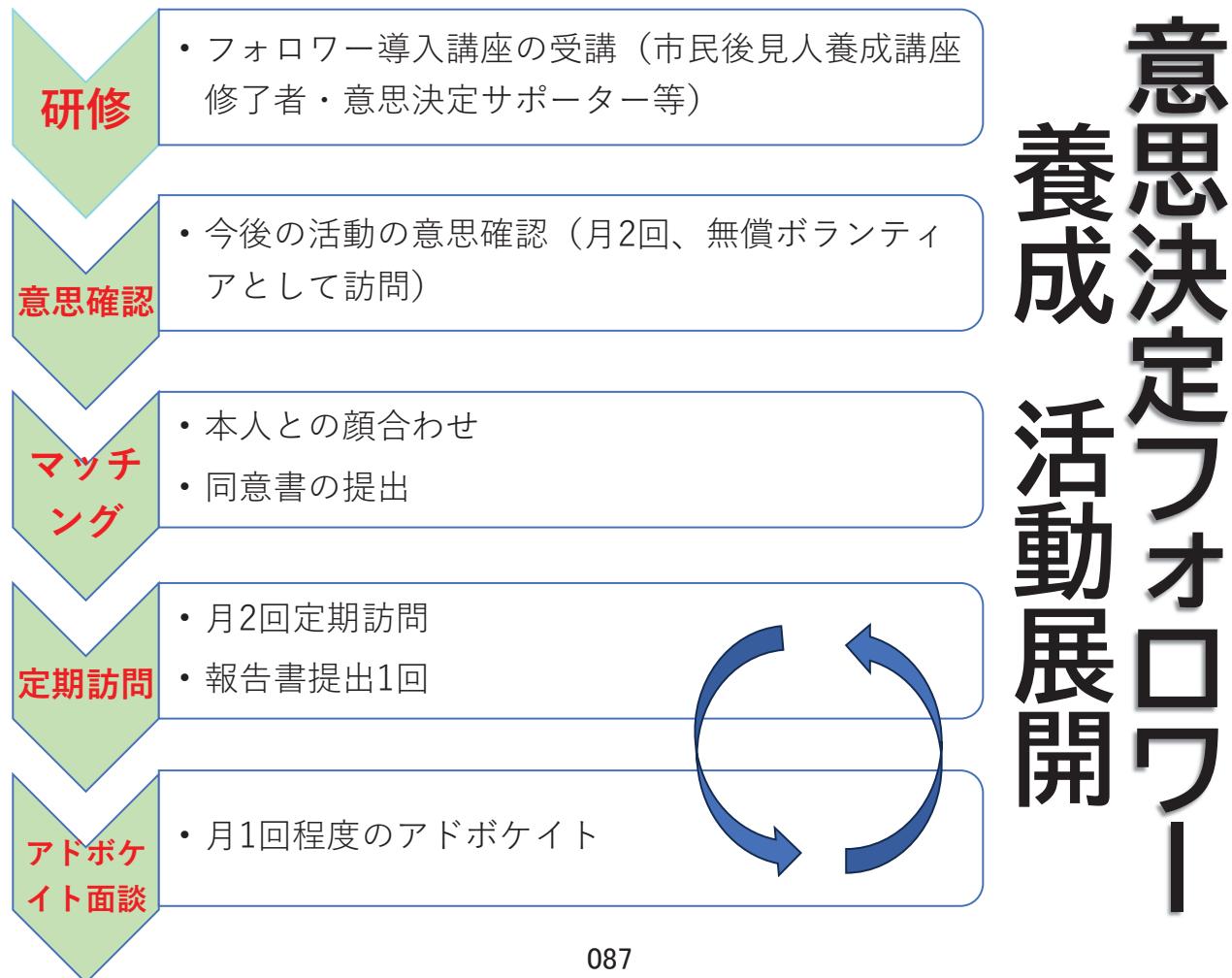
②意思決定支援の必要

あなたには、これがいいでしょ！
支援者がよかれと

→支援者が決める支援

③市民後見人養成修了、支援員

→フォロワーとして活動したい



2025年度鶴ヶ島市フォロワーシステム導入実践について

2025年	開催状況
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局立ち上げ *市民後見人フォローアップ研修「意思決定支援の基礎」
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・フォロワーキックオフ面談（3名） ・ケース検討会開始（協議会メンバーや施設にも声掛け）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・専門職向け意思決定支援研修
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者向け意思決定支援研修
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定支援サポーター養成研修（つながりさん）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・つながりサポーター養成研修（つながりさん） ・フォロワー導入講座
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・SDM専門基礎研修（トーキングマット導入）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・フォロワー受入施設等情報交換会
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定フォロワーフォローアップ会議

▶事務局会議・ケース検討会は毎月開催

令和7年度 福祉関係施設連絡会

研修「施設における意思決定支援の展開」

講師 水島 俊彦 氏

令和7年7月14日(月)10:00~12:00

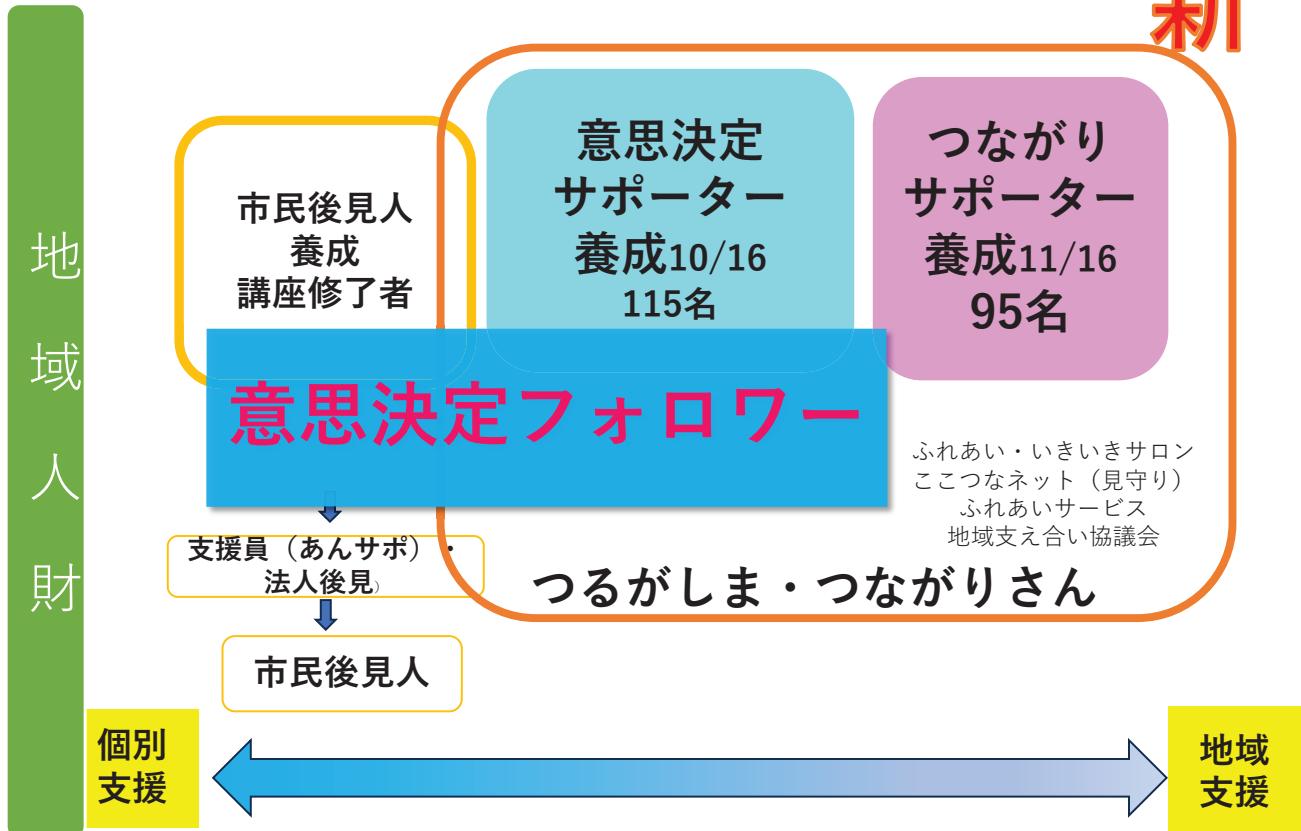
昨年度の
3倍!

参加者 37名 高齢者施設職員・地域包括支援センター
障害者施設職員・障害者相談員 等



089

鶴ヶ島市社協における地域共生社会への取り組み ～意思決定支援の取り組み～R7年度 **新**



090

地域への展開

意思決定サポーター養成
市民・福祉専門職等も含めて

- 団塊の世代多い ⇒ 急速な高齢化
- 高齢者入所施設 多い

特別養護老人ホーム 4
老人保健施設 1
有料老人ホーム 12
サービス付き高齢者住宅 4
認知症対応GH 4
小規模多機能型 2
高齢者入所26施設

意思決定サポーターとは

意思決定支援について学び、知識を得て、自らの周りの方々に意思決定を自らとまわりのかたに対して配慮する方と位置付けています。（鶴ヶ島市社協）

- 地域活動が盛ん ⇒ 意識の高い住民層

こことつなネットコーディネーター 600チーム
ふれあい・いきいきサロン 91団体
ボランティア・市民活動団体 51団体

091

令和7年度 フォロワー導入講座

令和7年11月27日(木)10:00~16:30

参加者 16名
研修パートナー7名 + 付添 6名



トーキングマットで
知り合う

意思決定フォロワー利用状況

令和8年1月5日

性別	年齢	個人因子	所属名	マッチング実施日及び場所
1 女性	72	要介護3、脳梗塞後遺症による左片麻痺あり、認知機能の低下は年相応、コミュニケーション良好。	特別養護老人ホームM	2024/12/2 施設内
2 女性	81	要介護5、車いす、意思疎通の困難さがあり、簡単な問い合わせに単語程度の返答がときどきある。フォロワーとは、様々な話をし始めている。	特別養護老人ホームS	2024/12/19 施設内
3 男性	86	要介護1、後見人、ケアマネ、ヘルパー及びデイサービスを利用、関係機関の支援体制あり。コミュニケーション良好だが、同年代との対人関係でトラブルが発生しやすい。	自宅	2025/6/20 自宅
4 男性	57	父と2人暮らし。「統合失調症」と診断を受け障害者手帳2級(精神)を所持。父以外の関係は、保佐人、障害者計画相談員、ヘルパー、訪問看護師(精神)のみ。父他界後の生活に不安を抱く吐露あり。関係機関が社会生活力の向上を目的に試行錯誤している。	これまで20年以上どこにもつながらなかったが、本人が生活介護施設に行けるようになりはじめ、一旦中止。その後、休止になったため、現在今後について検討中	自宅 2024/12/19 社協
5 女性	77	要介護2、介護付き有料老人ホームに入居中。「統合失調症」の診断あり。終身サポート(民間業者)を契約中。社協「ふれあいサービス」利用者。施設での生活に不平不満を常に抱き、社協等への連絡が絶えない。	介護付き有料老人ホーム W	2025/9/3 施設内
6 女性	84	要介護4、特別養護老人ホームにR5.5.19に入所。記憶保持に難があり、認知機能の低下が著しい。コミュニケーション良好。2年前まで独歩が可能であったが、現在車いす使用。娘と息子がいる。娘夫婦と同居していた。	特別養護老人ホームS	2025/12/22 施設内
7 男性	73	要介護1、これから透析が始まる。認知症と言われているが、精神科的なところがある。子ども達とも関係が悪い。元教員。自分のことを判断することが難しい。杖を使って歩く。シニアカーを使ってどこでもいく。	サービス付高齢者向け住宅H	2025/12/23 施設内

093

意思決定フォロワー活動による効果

効果①本人の変化大！

自分のために会いに来てくれた
支援者との関係も変化

効果②フォロワーの変化！

やりがい、気に掛ける人の存在

効果③支援者の意識醸成

効果④地域の変化

⇒地域文化醸成（お互いを思う）

意思決定フォロワー活動による 課題

課題①地域全体の意識醸成
→時間かかる

課題②事務局 負担

課題③実施のための高いスキル

課題④継続性→やっぱり世の中金か

どの地域でもフォロワーシステムは
実施可能、、、、か！？

095

鶴ヶ島市における 意思決定フォロワーの今後の展開

- ① **【地域の意識醸成】**市民を意思決定サポーターに
→市民、専門職を含めた「意思決定支援」理解
- ② **【フォロワー活動の支援】**
フォロワーが安心して活動できる仕組み
- ③ **【制度への展開】新しい仕組みの構築を目指して**
施設の行政のホームページでの公表や
介護サービス相談員等へ
- ④ **【関係性支援の仕組みへ】**
孤立孤独を抱えた方の相談多い！
* フォロワーは何もやっていないようで、
孤立を予防し、元気にする仕組みか！

096

今後の方向性 将来的には 

どんな方にも意思がある どんな方にもフォロワーが必要

フォロワーが活動できる仕組み
(施設を認定、介護サービス相談員等)

孤立孤独の防止

受入側の
メリット
も必要

自分らしく生きる主体形成

097

誰もが安心していきいきと暮らせるまちをつくります
～鶴ヶ島の地域共生社会の構築を目指して～



イラスト フルタハナコ

津別町 フォロワーシステム 実践報告

小規模自治体でもできるフォロワーシステム
－人口3,881人・司法専門職不在の町 津別町の取り組み－

099

1.はじめに

2025年4月からフォロワーシステム導入
に向けて一歩を踏み出した津別町

本内容は
実践を積み重ねながら、体制づくりを行う
町の人口3,881人の小さな町の取り組み
過程の実践報告です。

2. 津別町FS事務局立ち上げ

- ①津別町の思いの共有⇒オンライン
- ②年間スケジュール概要を立案
フォロワーシステム導入に関し合意のうえ始動
- ③津別町社協とSDM-J共同で「津別町FS事務局」設置⇒現地
- ④町内を回り地域の特徴・様子・福祉事業所を調査⇒現地

まずは地域活動者を対象にフォロワー活動を導入

実際に動いて、上手くいかないところは修正しながら進めよう！

津別町事務局構成:津別町社協(会長・事務局長・担当)
※担当者が既存の業務にプラスαで対応
※月1回オンラインにて事務局会議を実施

101

3. 今年度津別町取り組み概要

2025年度

月	内容	月	内容
4月	事務局立ち上げ		ケース検討会開始
5月	・現地調査	9月	事業所向け「意思決定支援」WS # 1 実施
	・町内の福祉事業所を訪問		フォロワー【ケース 2】活動開始
	・町内福祉事業所向けに「意思決定支援」及び「フォロワーシステム」に関する説明会実施	11月	FS勉強会第2回実施（津別町・SDM-J）
6月	フォロワー導入講座実施	12月	フォロワー【ケース 3】活動開始
7月	FS勉強会第1回実施（第1層・SDM-J）		事業所向け「意思決定支援」WS # 2 実施
8月	本人・フォロワー、マッチング開始		
	ニーズ評価開始		
	フォロワー【ケース 1】活動開始		

2025年12月末時点

4. 津別町の特徴

特徴 1

小さな地域だからこそ顔の見える関係性・お互いの支えあいの文化がある。



既にある地域内の関係性を活かし自然にフォロワー活動へ移行。

特徴 2

小さな地域だからこそ地域の福祉事業所と共に意思決定支援に真摯に取り組んでいる



地盤固め事業

事業所向けの説明会や講座を実施し、事業所の理解・合意形成と、協力体制を模索している。

拡大事務局の検討

特徴 3

司法専門職のいない地域での権利擁護支援



日常支援は地域で完結
法的判断が必要な時は電話・オンラインを活用して近隣の専門職と連携の方向

103

特徴1

5. 意思決定フォロワー導入研修



皆さんイキイキと笑顔で話をしており、数名がそのままフォロワー活動へと移行しました。



104

6.津別町のモデルケース

開始時期	生活基盤サービス事業者	年齢	障がい等			居所の状況		訪問場所	環境変化あり	後見制度利用あり
			高齢者	知的障がい	精神障がい	在宅	施設等			
ケース① 【 R7.8～】	居宅介護支援事業所 (日自利用)	70代 男性	○ (要介護2)	△		○		自宅		
ケース② 【 R7.9～】	特別養護老人ホーム	70代 男性	○ (要介護3)				○	施設		○ 保佐 (社協・市民後見人)
ケース③ 【 R7.12～】	グループホーム	80代 男性	○ (要介護1)				○	施設		○ 後見 (社協・法人後見支援員)

2025年12月末時点

105

7.フォロワー活動

小規模自治体の特徴でもある、地域の皆さん、どこかで何らかのつながりや共通の体験がある地域だからこそその活動になっています。



昔の津別町の文化・仕事
本人さんが嬉しそうに話す昔の話を通して、
フォロワーさんは、今自分の住んでいる、生
活している地域の話を実感しながら終始会
話が弾み、楽しい1日でした。

昔の共通の体験談や本人さん
の思い出話に共感しながら、
本人さんの誕生日を一緒に祝
うフォロワーさん。
とっても嬉しそうです。



8.システムに関わる人たちへのアプローチ

地域の福祉事業所の人たちが、意思決定支援への関心が高く、真摯に向き合っている現状がある。



地域の地盤固めとして
福祉事業所への理解促進・合意形成のため
「説明会」「ワークショップ」を計3回実施



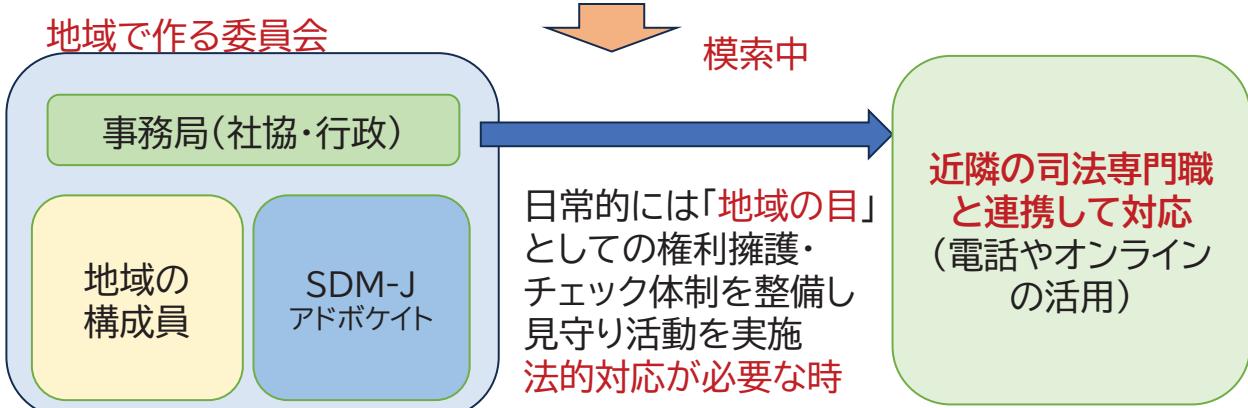
107

9.司法専門職のいない地域 どうする？権利擁護支援委員会(案)

現在は、簡易的な「**ケース検討会**」にて対応

構成:津別町社協 (担当者)

SDM-J 津別町ファシリテーター
各フォロワーの担当アドボケイト
専門的知見提供アドボケイト



108

10.地域への普及啓発

今年、2026年3月1日

津別町内にて

「地域とともに進める『つべつ意思決定フォロワー』のしくみづくり 一本人の想いを大切にする津別町へー」
シンポジウムを開催します。

津別町やその周辺地域の皆さんと一緒に権利擁護に関して考える。
今、津別町で取り組んでいる「意思決定支援」「フォロワー・システム」
に関して、地域みんなで取り組んでいけるよう展開する予定。

109

11.残された課題

今後、法整備が揺れ動く中

制度と上手く連結して
運営できる体制構築が求められる

110

参考資料

津別町という町の概要と、
津別町がフォロワー・システムを導入しようと思った
経緯について紹介します。

111

参考資料 1

津別町について

北海道網走郡津別町
オホーツク管内の町

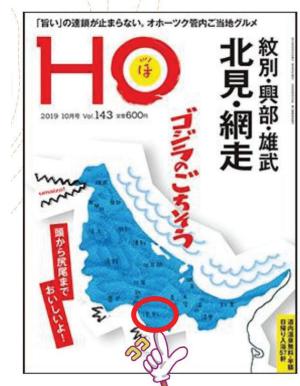
人口:3,881人 世帯数:2107戸
(令和7年12月末時点)

基幹産業：林業（木材の加工・木製品の製造）
農業（小麦、馬鈴薯、玉葱、甜菜等）
酪農（肉牛・乳牛）

総面積（716.80km²）の86%が森林
昭和57年全国に先駆けて「愛林のまち」を宣言

- ・認定こども園×1 ・小学校×1 ・中学校×1 ・高校×1
- ・医療機関（内科・外科・歯科（入院60床）※訪問診療あり
- ・特別養護老人ホーム×1 ・軽費老人ホーム×1 ・デイサービス×1
- ・グループホーム×1 ・小規模多機能型居宅介護×1 有料老人ホーム×1

司法専門事務所は町内にない
⇒ 30km離れた北見市へ



津別町の産業



メダルケース制作「山上木工」



林業・農業・酪農



生産者限定オーガニック牛乳



つべつ和牛

シュマイ弁当の
経木を作っている
「三共」

流氷牛

木べら製造「相富木材」 道の駅あいおいのクマヤキ ポテトチップス

津別町のこれまでの 課題と対応①

津別町内で

- ・認知症高齢者で訪問販売の被害がでる
- ・知的障がい者が、亡き親が残した財産をだまされて？無一文で帰町。
- ・認知症などで在宅生活が困難になった高齢者は、町内の施設の空きがないため住み慣れた津別を離れなければならない…。
- ・親族がいない認知症高齢者は、施設の申し込みや入所契約行為ができないため成年後見人等が必要。

成年後見制度の相談だけでなく、何でも相談の窓口として「津別町あんしん生活サポートセンターほっと」が津別町から社協が受託し平成26年10月開所



津別町のこれまでの 課題と対応②

あんしん生活サポートセンター開所後、様々な相談が入ってくる

- 知的障がいのある夫婦世帯（子ひとり）の財産を、親族が使い込んでいるのか。また、姉夫婦とのトラブルも抱えている。
- 一人暮らしの高齢者宅に配置薬業者が4社も。過去には高額布団の購入等の経験、現在は息子が金銭管理しているが…。
- 施設入所した高齢の姉の財産と、在宅の義姉の財産の管理をしているが、このまま自分が管理していいのか。
- 隣の一人暮らし高齢者の方が被害妄想で、ありもしないことを言われ困っている。

成年後見制度開始までの金銭管理が
早急に必要とされる事例がでてくる
(家賃やライフラインの滞納など)

ほっと暮らしサポート事業

(津別町社協独自の金銭管理サービス)
開始へ

効果は出ている、しかし…

① 支援者として表出が難しい本人の思いを把握する難しさ

重層的支援体制整備事業など日々の業務の中で、居場所利用者や、ひきこもりの方、たくさんの課題を抱えた方の支援など自分の意思表出が難しい方々の本人の思いを把握することの難しさ

ひきこもりの支援事例から

本人を昔から知っているご近所のおじちゃん、おばちゃんの関わりがポイントになった事例がある

市民後見人の活動事例から

社協の職員ことは分からなくても、小さい時から知っている隣の家の太郎ちゃんの訪問は楽しみにしていた事例がある

② 社協の職員（専門職）だからこそ起こる「本人の意思を尊重する支援の難しさ」

例）本人の希望するお金の使い方をすると今後やりくりが難しくなると予測される時

専門職としての見立て、価値感から、本人の言うがままお金を使うと生活が回らなくなることが予測されるので、判断や行動を先回りしてしまう

「それはできないよ。このままだと生活できないよ」と本人に話す反面

「もっと本人らしいお金の使い方ってあるよね…」という思いも…

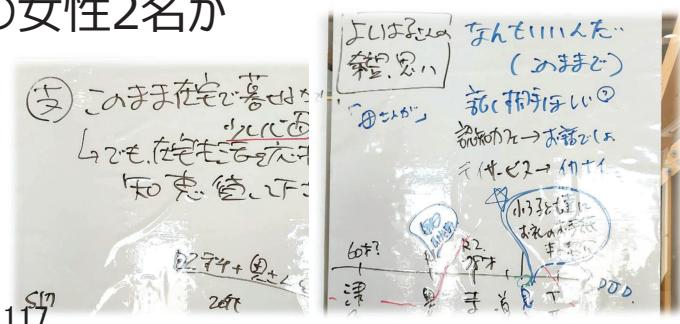
※金銭管理に限った話ではない

地域の人のかかわりで支援について問い合わせ直すきっかけ

市民後見人フォローアップ研修の事例検討会

事例検討会をすると様々なボランティアや地域の活動をしている方が多く、長く住み続けてきた人が多いため、参加者から本人について様々な情報があり、参加者が本人の理解を深めながら事例検討を進めることができる。

本人を良く知っている参加者の女性2名が
「多分寂しいんだと思う。
本人のお話を聞きに行こう。」。



地域の人のかかわりで支援について問い合わせ直すきっかけ

早速、月1回約1時間給食サービスのお弁当をもって、本人の思いを聞くボランティアをスタートする。普段聞くことができない話を聞くことができ、今まで知らなかった本人の一面を知ることができた。

本人は玄関で座って待っているほど、毎月の訪問を楽しみにしており、昔の話や「妻」の話、大切にしている本や映画の話、得意なハーモニカを披露してくれるようになる。時には本人が大切にしているジャンパーの袖のほころびをボランティアさんが繕ってくれることもあった。

専門職や成年後見人等ではできない本人の思いを聞くことができる人が存在の重要性

本人がこんなに楽しく話してくれるこの活動を

津別町社協として形にしたい

津別町のFS導入検討が始まる

津別町は少子高齢化が全国よりも早い速度で進んでいるが、従来から大切にしてきた人ととのつながりがある



長く住み続けてきた人が多い
様々なボランティアや地域の活動をしている方が多い
顔の見える関係性や地域内での相互理解と信頼が今もなお、根づいている

津別町だからできる、利害関係も専門性も無い地域住民が本人の味方となり、本人の願いや望みを共有して本人の望む生活への後押しができる

⇒人口減少が進んでも、津別町の強みを生かして専門職ではできないことを地域住民に担ってもらい、みんなで支え合いながら笑顔で暮らすことができる町づくりの第一歩へ！

津別町全体で支える「意思決定フォロワー」を目指す

※「FS」とは、フォロワー・システムの略語である。
119

**社会福祉法人
かながわ共同会**

希望の丘はだの
さあ、大きく羽ばたこう!
あなたの夢や希望を応援します

入所定員40名

秦野精華園
明るく地域生活へステップアップ
湘南地域の継れる施設を目指して

入所定員60名

厚木精華園
いくつになっても
一人ひとりの豊かな生活を目指して

入所定員110名

愛名やまゆり園
重度重複障がいのある方々
一人ひとりがもっと輝く明日へ

入所定員100名

津久井やまゆり園
「ともに生きる社会かながわ憲章」の
理念を更に実現していきます

入所定員60名

事業所 MAP

120



津久井やまゆり園



対象者
知的障害者

事業
施設入所／共同生活援助／短期入所
相談支援／生活介護

入所定員	60名
短期利用	6名 + 空床型
津久井やまゆり園 生活介護	66名

根小屋地区日中活動支援センター 「そよかぜ」	20名
寸沢嵐地区日中活動支援センター 「ファンファン」	20名
従たる事業所「マーブリングハウス」	15名
共同生活援助(介護サービス包括型)	31名



意思決定支援の実践に関する課題とこれから取組むべき事柄

課題

- ・サービス提供者（事業所）が行う意思決定支援の危うさ
→利益関係によりパターナリズムや代理代行決定が優先されてしまう場面がある。
 - ・実践される意思決定支援が支援者のスキルに依存している
→「支援者（施設）が出来ること」＝「本人の出来ること」になってしまう。

■ 解決に必要なこと

「本人の言葉（意思）を大切にできる地域（組織）作り」

- ・意思決定支援の継続実践
 - ・ピアサポートの活用や充実
 - ・本人活動の充実
 - ・利用者自治会の機能向上
 - ・後見人制度の活用
 - ・施設モデルではなく地域モデルへ

■ フォロワーに求めること

- ・津久井やまゆり園で暮らす方を定期的に訪ね、そばで寄り添いその声を聴いてくれる方
- ・権利擁護や意思決定支援に関して一緒に学び関係機関と協力しながら実践してくれる方

■ 想定される人材

- ・市民後見人 幹旋協力：市民後見人の会さがみはら、成年後見あんしんセンター
- ・ボランティア 幹旋協力：ボランティアセンター、社会福祉協議会

■ やまゆりフォロワー事業参加団体

相模原福祉オンブズマンネットワーク：サポーターと施設に問題が生じた場合の監督的役割

SDM-Japan日本意思決定支援ネットワーク：意思決定支援や権利擁護の研修実施者、アドバイザー

■ 「地域の人と人」として支える仕組み作り



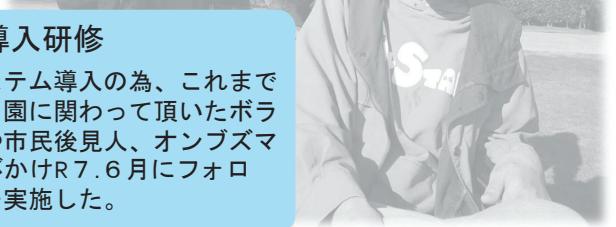
外部ボランティアの活用

R5より利用者個人に会いに来てくれるボランティアとして「ちょこっとボランティアの活用を開始。目的を同じとしながらも権利擁護や継続してボランティアを支える仕組みを検討していった。



フォロワー導入研修

フォロワーシステム導入の為、これまで津久井やまゆり園に関わって頂いたボランティアの方や市民後見人、オンブズマンの方々に呼びかけR7.6月にフォロワー導入研修を実施した。



フォロワー事業の開始

フォロワー導入研修実施ご、3組のフォロワーとユーザーが誕生し、10月より活動を開始する。毎月1回程度の訪問による面会を重ねている。



社会福祉法人
かながわ共同会

希望の丘はだの



さあ、大きく羽ばたこう!
あなたの夢や希望を応援します

入所定員40名

秦野精華園



明るく地域生活へステップアップ
湘南地域の継れる施設を目指して

入所定員60名

厚木精華園



いくつになっても
一人ひとりの豊かな生活を目指して

入所定員110名

愛名やまゆり園



重度重複障がいのある方々
一人ひとりがもっと輝く明日へ

入所定員100名

津久井やまゆり園



「ともに生きる社会かながわ憲章」の
理念を更に実現していきます

入所定員60名

事業所 MAP



126

津久井やまゆり園



対象者
知的障害者

事業
施設入所／共同生活援助／短期入所
相談支援／生活介護

入所定員	60名
短期利用	6名 + 空床型
津久井やまゆり園 生活介護	66名

根小屋地区日中活動支援センター 「そよかぜ」	20名
寸沢嵐地区日中活動支援センター 「ファンファン」	20名
従たる事業所「マーブリングハウス」	15名
共同生活援助(介護サービス包括型)	31名



意思決定支援の実践に関する課題とこれから取組むべき事柄

課題

- ・サービス提供者（事業所）が行う意思決定支援の危うさ
→利益関係によりパターナリズムや代理代行決定が優先されてしまう場面がある。
 - ・実践される意思決定支援が支援者のスキルに依存している
→「支援者（施設）が出来ること」＝「本人の出来ること」になってしまう。

■ 解決に必要なこと

「本人の言葉（意思）を大切にできる地域（組織）作り」

- ・意思決定支援の継続実践
 - ・ピアサポートの活用や充実
 - ・本人活動の充実
 - ・利用者自治会の機能向上
 - ・後見人制度の活用
 - ・施設モデルではなく地域モデルへ

■ フォロワーに求めること

- ・津久井やまゆり園で暮らす方を定期的に訪ね、そばで寄り添いその声を聴いてくれる方
- ・権利擁護や意思決定支援に関して一緒に学び関係機関と協力しながら実践してくれる方

■ 想定される人材

- ・市民後見人 幹旋協力：市民後見人の会さがみはら、成年後見あんしんセンター
- ・ボランティア 幹旋協力：ボランティアセンター、社会福祉協議会

■ やまゆりフォロワー事業参加団体

相模原福祉オンブズマンネットワーク：サポーターと施設に問題が生じた場合の監督的役割

SDM-Japan日本意思決定支援ネットワーク：意思決定支援や権利擁護の研修実施者、アドバイザー

■ 「地域の人と人」として支える仕組み作り



外部ボランティアの活用

R5より利用者個人に会いに来てくれるボランティアとして「ちょこっとボランティアの活用を開始。目的を同じとしながらも権利擁護や継続してボランティアを支える仕組みを検討していった。



フォロワー導入研修

フォロワーシステム導入の為、これまで津久井やまゆり園に関わって頂いたボランティアの方や市民後見人、オンブズマンの方々に呼びかけR7.6月にフォロワー導入研修を実施した。



フォロワー事業の開始

フォロワー導入研修実施ご、3組のフォロワーとユーザーが誕生し、10月より活動を開始する。毎月1回程度の訪問による面会を重ねている。

第2部 パネルディスカッション

テーマ：フォロワーシステムは本当にどの地域でもできる？
—フォロワー等の活動によって、地域はどのように変わらるのか？—

安藤 亨	豊田市福祉部よりそい支援課地域共生・社会参加担当長
大瀧 英樹	生きづらさを抱えた当事者会「あいあらつく」代表
寺口 祐司	新潟県社会福祉協議会主査
永田 祐	同志社大学社会学部教授
花俣 ふみ代	公益社団法人認知症の人と家族の会副代表理事
牧野 郁子	鶴ヶ島市社会福祉協議会主幹 ／鶴ヶ島市権利擁護支援センター

コーディネーター

名川 勝 Nagawa Masaru

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）代表理事

132

フォロワーシステムを活用した高齢者・障害者の意思決定支援モデル事業

2025年度意思決定支援実践シンポジウム

2026.2.7

豊田市 よりそい支援課 地域共生・社会参加担当長 安藤 亨

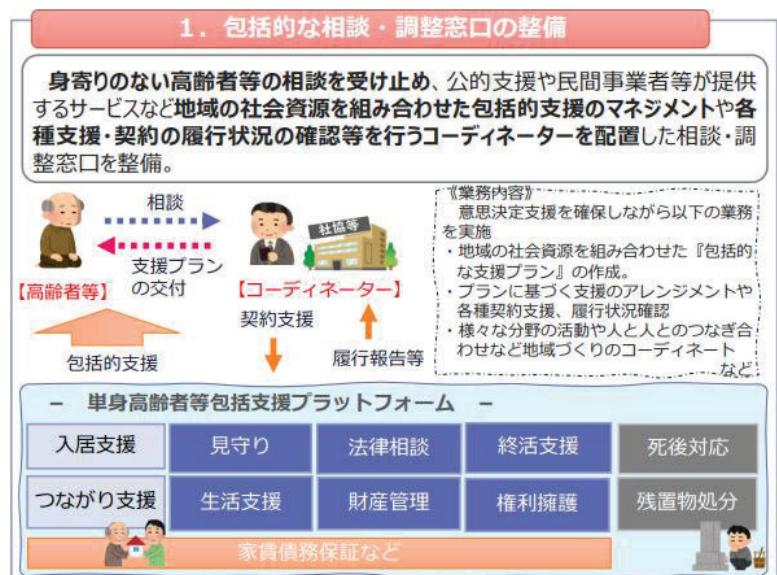
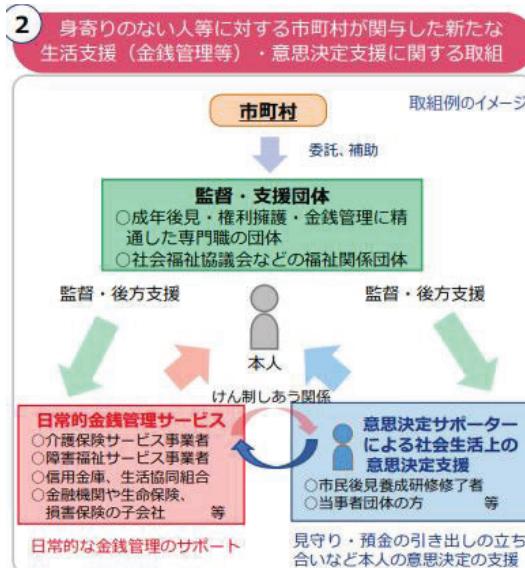


133

豊田市で取り組んできた国の2つの「持続可能な権利擁護支援モデル事業」

簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組
<2022～2024年度の3か年>

身寄りのない高齢者等の包括的な相談・調整窓口の整備
<2024～2025年度の2か年>



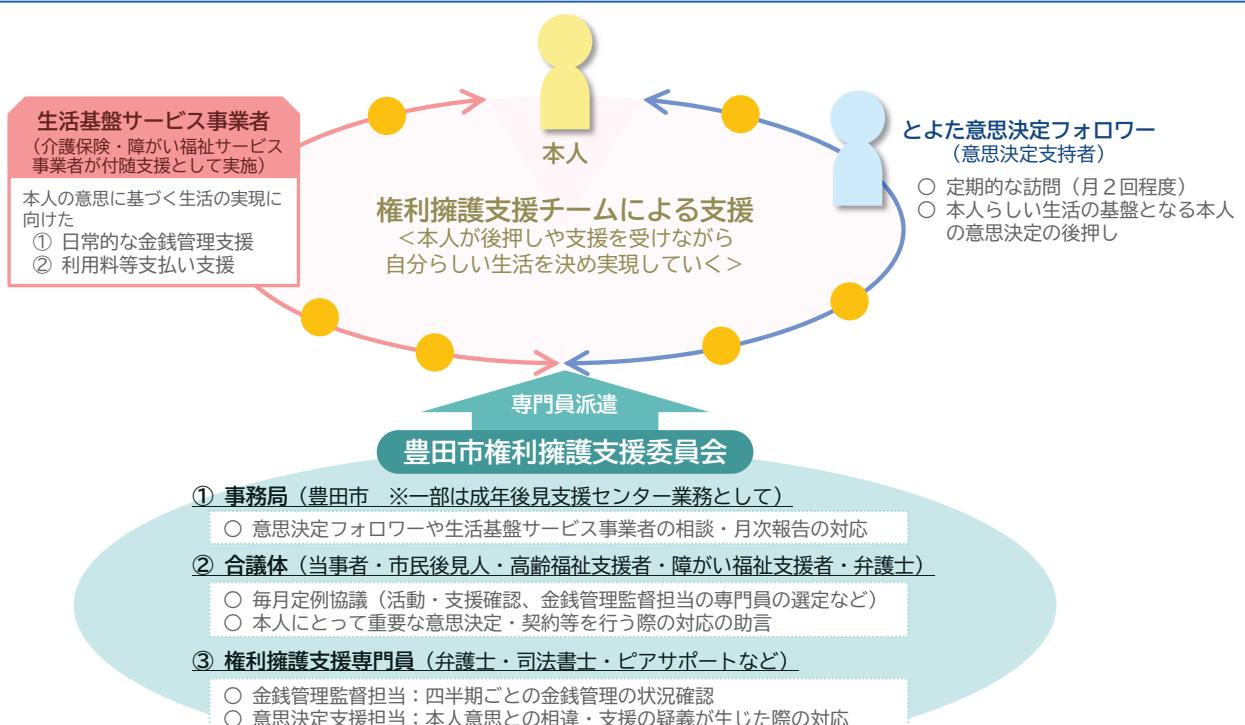
134

2

豊田市地域生活意思決定支援事業について (試行的運用スキーム)



- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



豊田市: ①事業の実施 (フォロワーの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など)、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

135

3

- 本人さん、最初は一言ずつくらいしか意思を伝えてくれなかった。
少しずつ距離を縮めていった。コミュニケーションが取れない方だと施設からは聞いていたが、今まで話してくれる相手がいないだけだったと気が付いた。
施設職員からは、「本人の部屋から話声が聞こえたのは初めてだ」と言われた。
- 自分自身の生活の中に、もう一人の人間とのやりとりや人生が生まれる。
- 医療に関する手続きでは毎回ある「延命治療」のことに向き合った。意思確認のための機会を設けてはいるけれど、本人の気持ちをちゃんと反映させられたのだろうかと思ってしまう。
- 手助けすることで、「自分の事を自分で決めることができるんだ」ということを本人さんに知ってもらうことができる。「今の生活がすごく楽しい」と言ってもらえた。寄り添うことの大切さを感じた。
- 本人さんを知ることで、言葉の意味が変わる。
- 書類等からの先入観的なものではなく、付き合いを続けていく中で「お友達になっていく」ように少しずつ相手を知っていく。
- 誰かのためが自分のためになる。地域共生社会なのかなと思う。
- 自分にできるだろうか？どうやってやるのだろうか？と思ったが、やってみたら「普通のこと、当たり前のこと、誰にでもできること」だと知った。

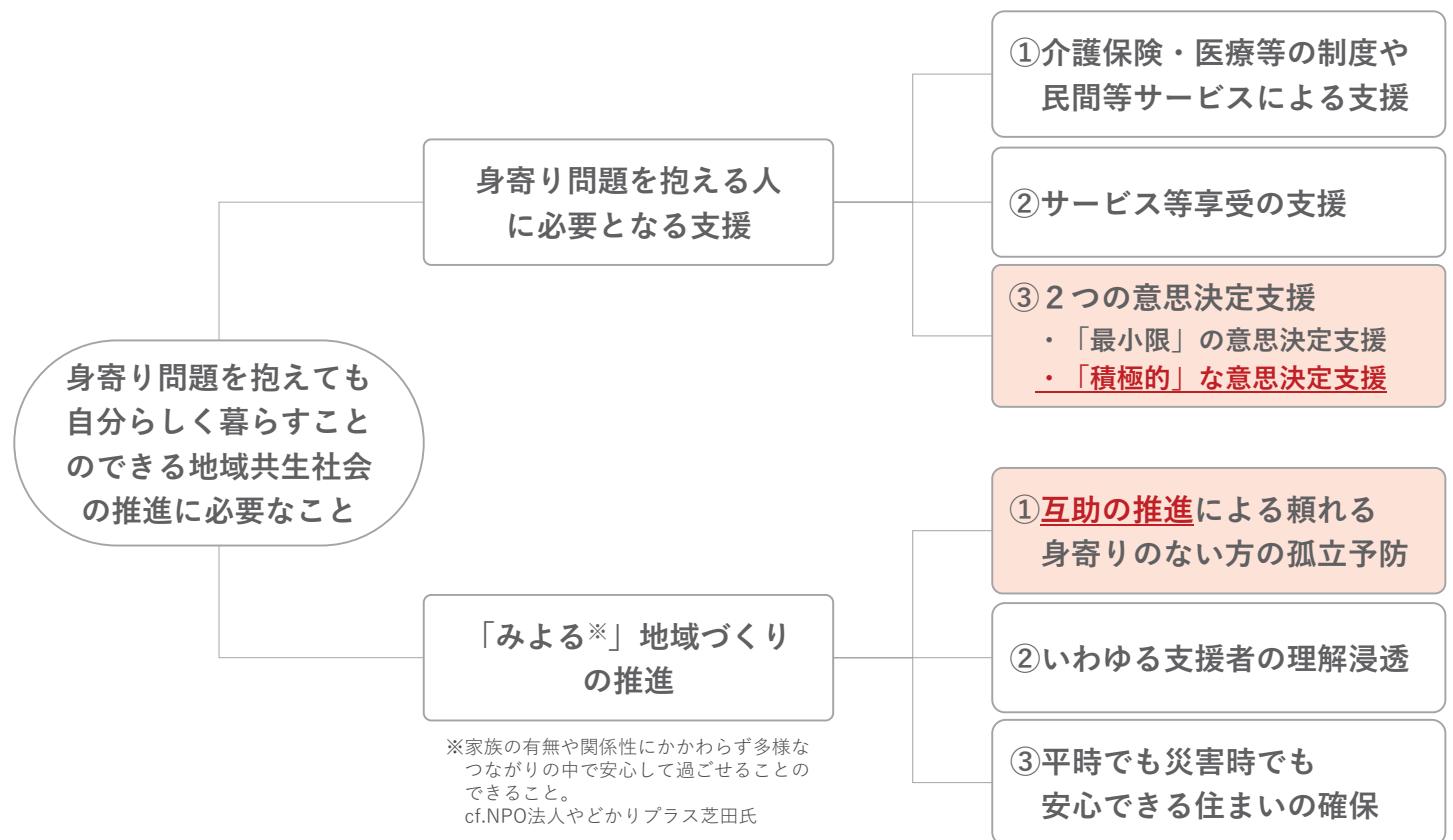
ともに豊田市に暮らす立場だからこそ 「私」と「あなた」とのきめ細かであたたかい関係性

(出所) 令和6年度とよた権利擁護推進シンポジウムでの鳥巣氏・倉田氏発言内容

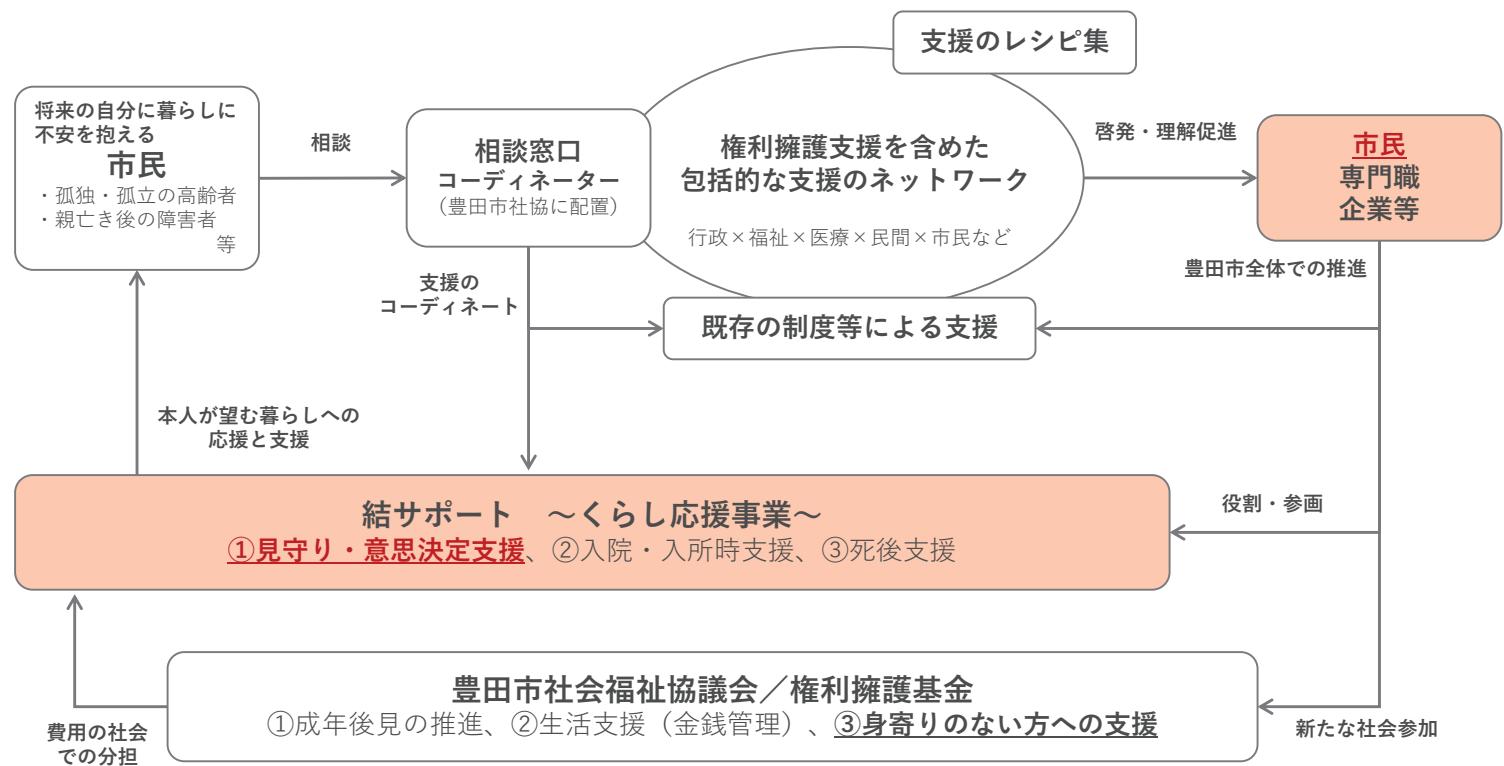
136

4

身寄り問題を抱えても自分らしく暮らすことのできる地域共生社会の推進に必要なこと



豊田市における身寄りを頼ることができない人への支援の全体像



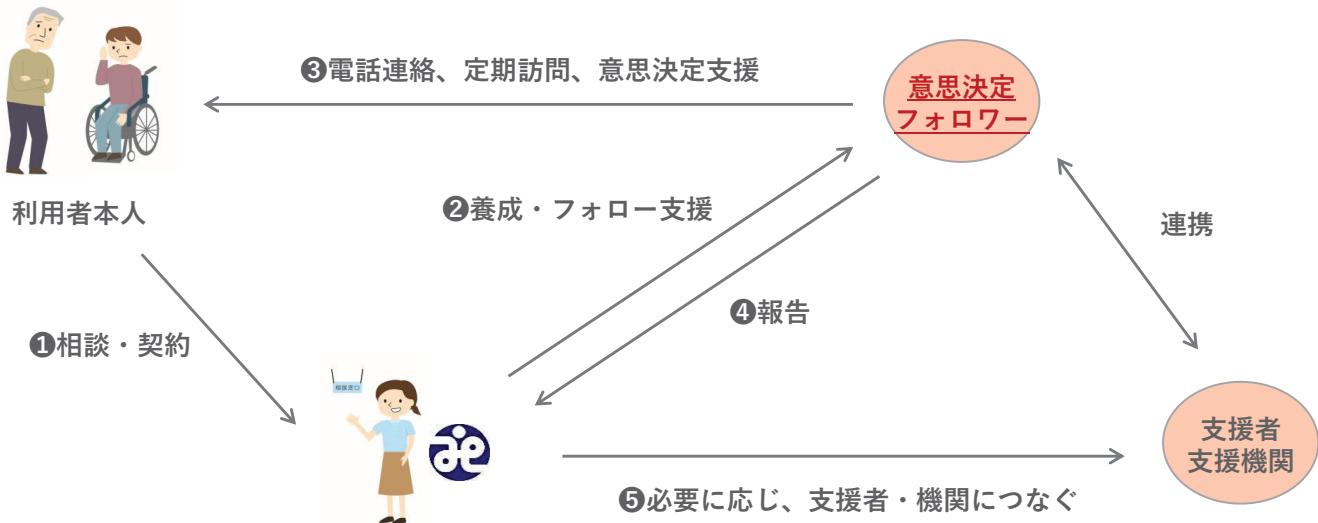
出所：安藤亨（2025）「ともにつくる「身寄りがないても安心して自分らしく暮らせる豊田市」～まち全体での連携の取組」『地域連携 入退院と在宅支援2025年3・4月号』を安藤改編。

6

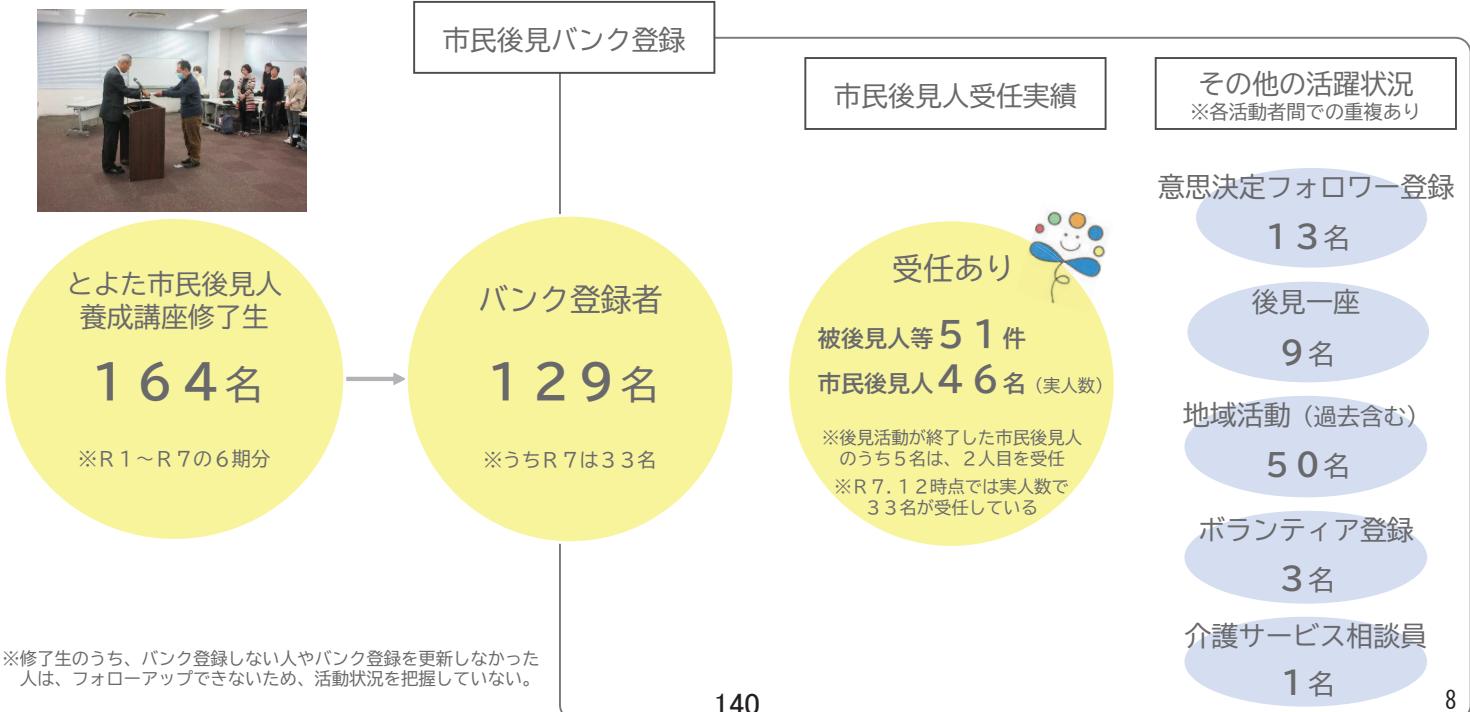
結（ゆい）サポート～くらし安心事業～での日常生活支援（見守り＆意思決定支援）

- 意思決定フォロワーを養成し、見守り（電話・訪問等）及び意思決定支援を後押しすることを通じながら、本人の意思やその変化を確認する。
- 社会福祉協議会では、見守りの報告を受ける中で、必要に応じ、支援者（民生委員等）や支援機関（包括・障がい相談等）につなぎ、適切な支援を進めます。

[見守り＆意思決定支援スキーム イメージ図]



- とよた市民後見人養成講座修了生164名のうち、129名がバンク登録し、これまで46名が市民後見人を受任している。
- バンク登録者に対しては、市民後見人活動だけでなく、意思決定フォロワーや後見一座（後見の啓発を行う市民の任意組織）等の権利擁護支援に関する活動、地域活動やボランティア登録など、様々な場で活躍できるように支援している。
- その他、修了生から介護サービス相談員が誕生するなど、豊田市において、権利擁護支援や意思決定支援の視点を養った市民の活躍について、その裾野が広がっているといえる。

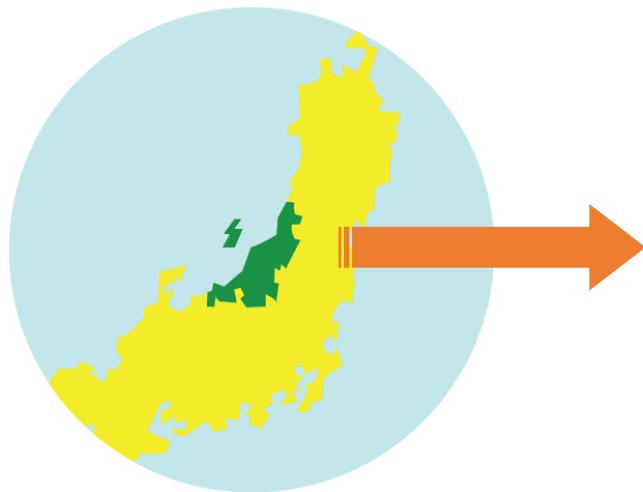


2025年度意思決定支援実践シンポジウム

令和8年2月7日(土)

新潟県における権利擁護支援の現状等

新潟県の概要



■ 人口	2,066,377人
	(令和8年1月1日現在推計人口)
■ 総面積	12,584km ²
	(うち中山間地域が約7割) (離島:佐渡島、粟島)
■ 市町村数	30市町村
	(20市6町4村)
■ 高齢化率	34.6%
	(令和7年10月1日現在)
■ 療育手帳所持者	20,136人
	(令和5年4月1日現在)
■ 精神障害者保健福祉手帳所持者	24,411人
	(令和6年3月31日現在)

142

2

権利擁護事業の利用状況

①日常生活自立支援事業利用者数 (令和7年12月末日現在)

認知症高齢者	知的障害	精神障害	合計
179人 (27.5%)	258人 (39.6%)	214人 (32.9%)	651人

知的障害・精神障害の方の利用割合が年々増加。

②成年後見制度申立件数 (令和6年1月～12月末日)

後見	保佐	補助	任意後見	合計
583件 (60.0%)	302件 (31.1%)	77件 (7.9%)	9件 (0.9%)	971件

「保佐」の割合が全国数値と比べて10ポイント近く高くなっている。

③成年後見制度利用者数 (令和7年6月2日現在)

後見	保佐	補助	任意後見	合計
3,623人 (62.1%)	1,742人 (29.9%)	449人 (7.7%)	17人 (0.3%)	5,831人

※上記②③は新潟県社協による新潟家庭裁判所への調査結果⁴数値は概数)

3

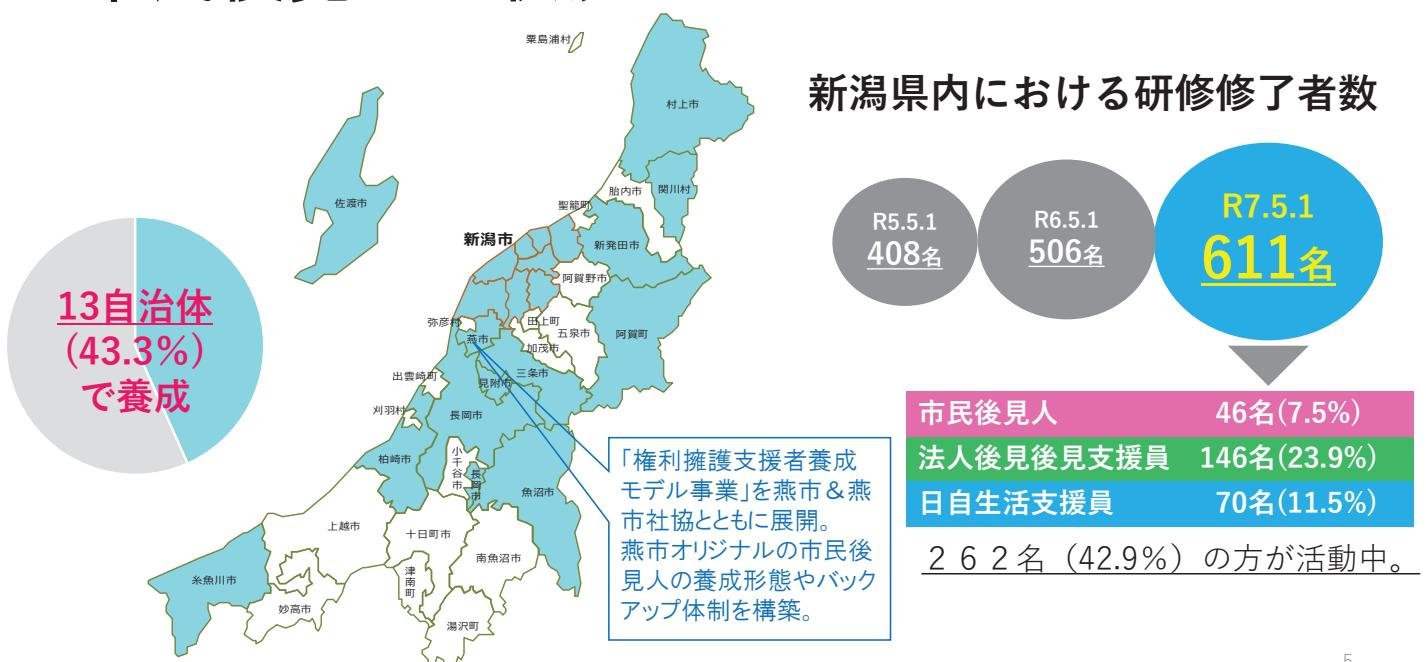
市町村長申し立ての状況

市町村長申立マニュアルの策定、市町村長申立推進研修会の開催、アドバイザー派遣事業等の実施により、市町村長申し立て推進に取り組んできた。



4

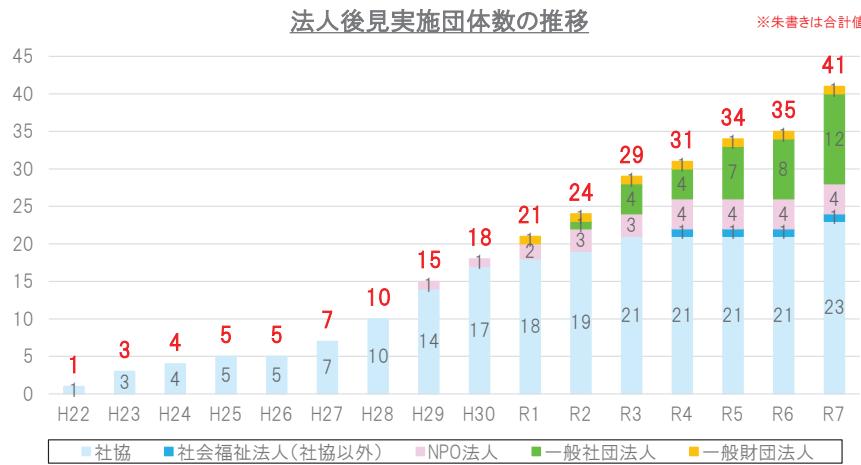
市民後見人の状況



5

法人後見の状況

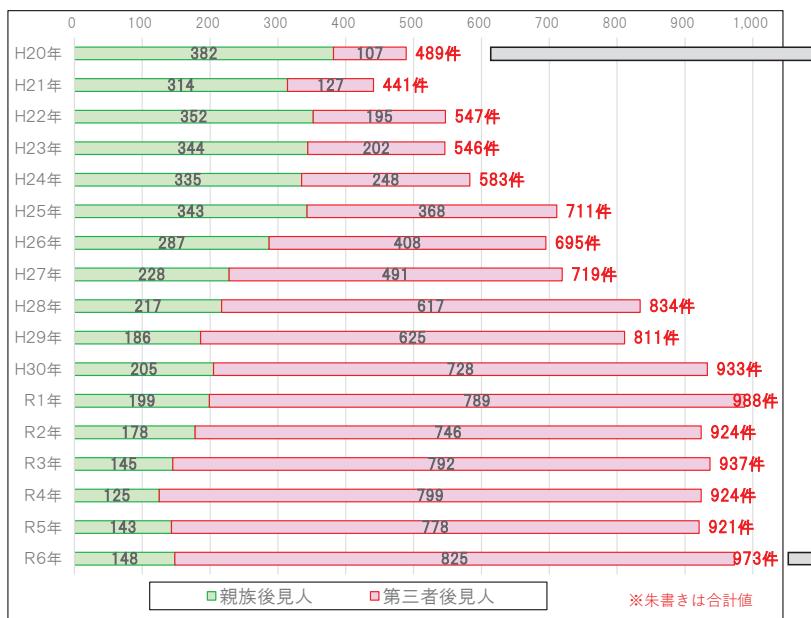
法人後見業務マニュアルの策定、法人後見推進研修会の開催、アドバイザー派遣事業の実施により、法人後見団体の育成に取り組んできた。



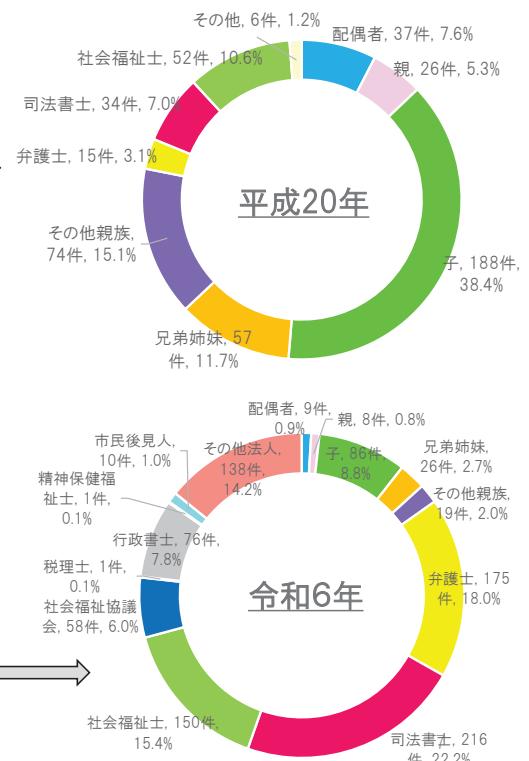
6

※新潟県社協による新潟家庭裁判所へのヒアリング結果等をもとにグラフ化

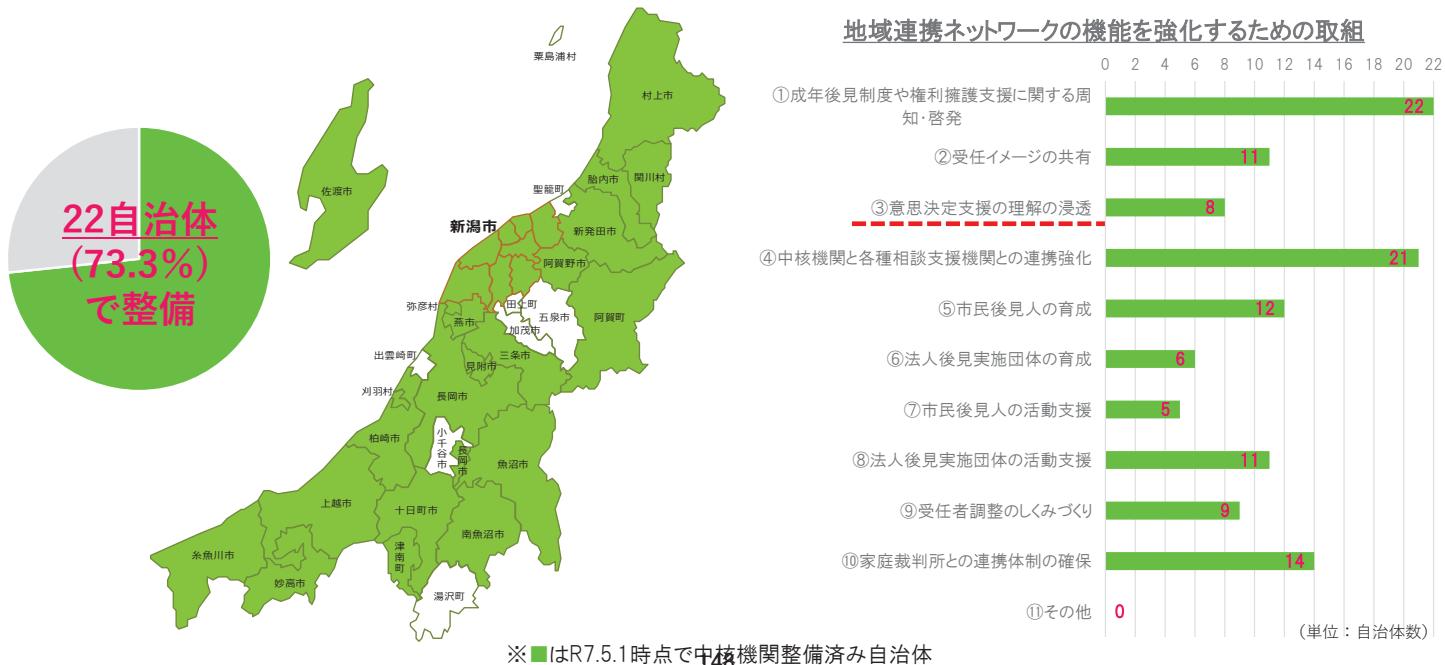
成年後見人等の選任状況



※新潟県社協による新潟家庭裁判所への調査結果をグラフ化(数値は概数)



中核機関の整備状況



意思決定支援にかかる研修会

これまでにSDM-Japan関係者（水島副代表、本間理事）から協力いただきながら、関係者を対象に意思決定支援に関する研修会を適宜開催してきている。

- 日常生活自立支援事業専門員・生活支援員向け研修会
- 市町村・中核機関職員向け研修会
- 法人後見実施団体向け研修会
- 社会福祉協議会職員向け研修会
- 市町村・市町村社協における住民
・関係者向け研修会



しかし、意思決定支援の実践を地域や市町村の中で仕組み化するまでには至っていない。

相談対応する中で感じること

- ・行政や市町村社協からの相談に応じる中で、利用者の意向よりも支援者の意向が優先され、本人の「声」が置き去りにされてしまったり、過度なお節介や先回りするなど良かれと思って本人の行動をコントロールしようとするケースに遭遇することがある。
- ・本人の意思を実行することで、その先に待ち受けている状況（苦難等）を想像して心配になったり不安になったりする気持ちは理解できるが、その人の人生の主体は本人自身であることを改めて関係者間で共有していく必要性を感じている。

社会による認知症とともにある家族への支援

認知症の人と家族を支える社会の実現



認知症の人とその家族が孤立することなく、互いに支え合える社会を目指します。

認知症基本法に基づき、国と地方公共団体は、認知症の人や家族が交流し、支え合う活動を支援し、必要な情報提供や助言を行う施策を講じることが求められています。

花俣 ふみ代

公益社団法人認知症の人と家族の会副代表理事

認知症とともにある家族の権利宣言

共生社会の実現

認知症の人と家族がそれぞれの人生をともに生きるために
共生社会(認知症共生社会)の実現は重要な目標であり
必要不可欠です



1. 家族一人ひとりの尊厳と人権が尊重されること
2. 家族がともに安心して暮らせる社会の実現を保障すること
3. 家族が必要な支援を受けられること
4. 社会全体で支え合うこと
5. 家族の経験が社会で活かされること



認知症の人と家族のつどいの意義



思いの受け止め

介護家族の気持ちを汲み取り、話を聞き、情報や学びを伝えることが大切です。家族全体を受け止め、寄り添う場となっています。

孤立の防止

常に見守られているという感覚を与え、孤立や不安からの解放につながります。継続的な関わりが重要です。

介護力の向上

経験者からの助言や情報共有により、介護に必要な知識や問題解決能力を高めることができます。

153

つどい・ピアサポートの効果とは

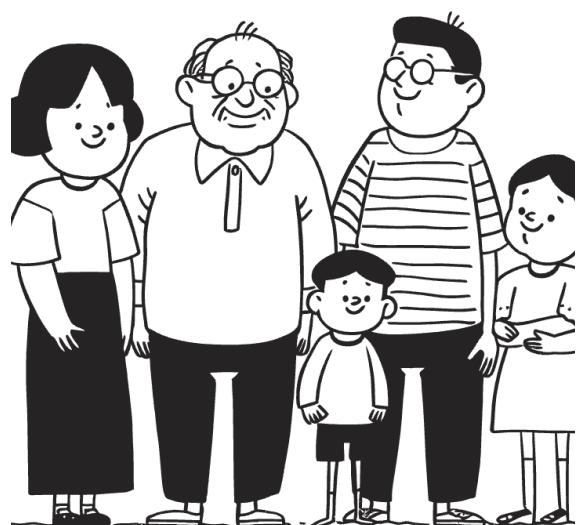
「認知症」は、記憶や見当識、判断という人間の尊厳を維持するための機能が障害され、その進行とともに徐々に社会生活や人間関係に支障をきたすため、周囲の人や家族の戸惑いが生じます。加えて、周囲や家族のかかわり方が、認知症の人のその後の生活にも影響し、その影響は家族にも広がります。



仲間とつながる



ピアサポートとは、同じ問題を抱える者が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し互いに語り合うことにより支え合う、さらには問題解決の方策を見出すそうとする精神的支援活動です。



154

参考資料：認知症の人と家族の会・成果物

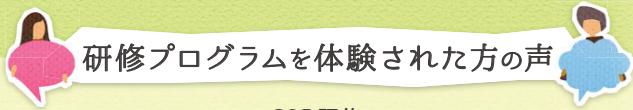


各資料はHPより
ダウンロード可

閉会あいさつ

水島 俊彦 Mizushima Toshihiko

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）副代表理事



研修プログラムを体験された方の声

PSF 研修

この研修で学んだ印象的な考え方は「ご本人には意思がある、ということが前提」「支援者や保護者等が考える『最善の利益』を押し付けない」「今と未来の話をする」「夢や希望は大きく考える」等です。

このような考え方を活用した面談や実践を行い、ご本人が希望に向かって大きく動いたケースもありました。

支援者が自信を持って本人の可能性を信じることができるのでこの支援プログラムが、今後もたくさんの方々を見せてくれることを期待しています。

相談支援専門員
大森 匠さん



研修を受けて一番感じた事は、深い安心感に包まれるという感覚でした。

自分の心からの希望を発見し、表出することが許される存在である、という、深い自己肯定の感覚です。

この研修では、具体的でユニークな面談技術を用いてご本人の潜在的な希望を一気には表出させます。

自然な表現が十分に保証された会話は

実に建設的で、本人が支援者を

引っ張っていくパワーを感じます。

ご本人の大きな力を発見するためにも、

実践する価値のある技術だと

感じています。

相談支援専門員
滝瀬 满里子さん



Talking Mats 研修

あんなに丁寧に一つづつ、聞いてもらえた経験がなかったので、答える時に「あっ考えなかった」とか、ちょっと戸惑うことが多かったので、今関わっている子どもたちにも普段から自分の欲求とか考えとか感情とか言えるような関わりができるならいいなと思いました。

放課後支援員
中島 直美さん

初対面の人たちとワークショップをするのは緊張したんですけど、気持ちが同じ方向を向いていて楽しいひと時でした。

初級コースでしたので、トーキングマットを使いこなす自信はまだなんすけれども、

階段の1段目に足をかけたような

嬉しい気持ちになりました。

県立学校教職員
和田 佐栄さん

講演・研修講師のご依頼、お問い合わせはこち

Supported by 日本 THE NIPPON
財團 FOUNDATION

一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク
SDM-Japan 運営事務局

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1
筑波大学 名川勝 研究室気付
TEL 050-1726-4004
メール info@sdm-japan.net

ホームページは
SDM-Japan
<https://sdm-japan.net/>

ぜひ、ごらんください！

各種 SNS



157



一般社団法人

日本意思決定支援ネットワーク SDM-Japan



SDM-Japanは、障害のあるなしにかかわらず、

誰もが自信と誇りをもって、自分の思いを述べ、

心からの希望に基づいて意思決定することができる

社会を目指しています。

1 意思決定支援についての 講演会・研修プログラムの ご提供

「自分のことは自分で決める」という権利を守ることの大切さや、自分の前の人の「心からの希望」を引き出すためのファシリテーションスキル（会話のスキル）などを学ぶ、体験型のワークショップです。

皆様のご希望に合った研修プログラムをご提案します。

- ・福祉専門職向け、障害を持つ方の家族等のスキルアップ研修（1~2日間コース）
- ・入門編ワークショップ（半日コース）
- ・意思決定支援ガイドラインについての研修など

もしも自分が障害をもっていたとしても…

誰かに決められるのではなく、
私らしい意思決定に基づいて
自分の望む人生を最期まで全うしたい。

自分の
お金を使って
旅行をしたい

自分の
家で
暮らしたい

結婚したい

障害があることなどを理由に、
そんな当たり前の意思や希望が否定され、
得られるはずのチャンスを奪われてしまっている人がいます。

揺れるこころを見える化する
Talking Mats (トーキングマット)

(商標登録番号6206641-6296645)



2 意思決定支援についての コンサルティング (ご相談)

SDM-Japanには、障害がある方への支援や意思決定支援の専門家がいます。

（成年後見人、相談支援専門員、臨床心理士、障害に関する教育・研究者、弁護士、発達障害の親の会メンバーなど）

私たちがみなさまのお力になれたら幸いです。

3 “揺れるこころを見える化する”意思決定支援ツール 「Talking Mats (トーキングマット)」のご紹介

意思決定支援の場面では、ご本人の選好や価値観を知ろうとする姿勢がとても重要です。スコットランドで開発されたトーキングマットは、カードのやりとりを通じて、その人の好きなことや嫌いなこと、その人にとって重要なことやそうでないことなどを引き出すことが可能です。

イギリスで研修を修了した日本人初の認定トレーナー率いるトーキングマットの効果的な使い方を学ぶための研修やカードの購入方法等について情報提供をいたします。

皆様のご希望に合った研修プログラムをご提案します。

Talking Mats 日本上陸プロジェクトの最新情報はこちをチェック！
<https://readyfor.jp/projects/talkingmats-children>



WHO（世界保健機関）のICF（国際生活機能分類）モデルにしたがって、自宅での過ごし方、外出先での過ごし方、セルフケア、仕事、お金の使い方、医療にかかることなど、様々なテーマが設けられています。大人用のカードだけでなく、子ども用のカードも用意されています。

現在、私たちは障害のある人などが、いつでも、どこでも、どんな場面でも、意思が尊重され、自ら意思決定を行う機会が保障されるような環境をつくるための体制をつくる活動を行っています。

私たちの活動は、今後、日本における障害のある人などへの支援のあり方。

ひいては地域社会の人たちのかかわり方を変えていく可能性を持つものと考えています。

「あなたのことを知りたい」を求めて続ける。

人が力を支援するととき「この人は何をしてほしいんだろう、どうしたら求めに応えた支援ができるのだろう」と思ひながら聞くことを考へれば、意思決定支援とはとても基本的な取り組みなのだと言えます。そして支援するよりむしろ「あなたのことを知りたい」と求める姿勢が先に立つのではないでしょうか。実際にその人の思いを理解するのは容易ではなく、また意思決定支援の言葉が混乱している今だからこそ、その基本を確認し、日々関わっていくためのスキルを紹介・普及していくことが私たちの活動です。

その人のwishをもっと知るために。

日本意思決定支援ネットワーク 代表理事 名川 勝



いろいろな場面で、効果的に活用していただくために

トーキングマット® 実践事例集

TalkinMats

Improving communication, improving lives

SDM-Japan

一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク

本人らしい意思決定につなげるために

トーキングマットで広げる コミュニケーション

あなたのことを
もっと知りたい

福れるこころを 見える化する

TalkingMats

Improving communication, improving lives

Supported by
日本財團
THE NIPPON FOUNDATION

詳しくは… <https://sdm-japan.net/what-we-do/talking-mats>

祝・販売再開！ 今だけ、感謝の39,000円！

トーキングマット日本語版 サンキュープライス キャンペーン

期間

2025年

12月20日(土)

2026年

2月28日(土)

受注分まで

お待たせいたしました！

「待っています」という皆様の温かいお声に支えられ、トーキングマット日本語版は、新たに日本国内での印刷を開始し、ついに販売再開です。

そこで、お待ちいただいた感謝の気持ちを込めて、特別なキャンペーンをお届けします。まずは「健康とウェルビーイング」フルセットを特別価格「サンキュープライス」でご提供するほか、トーキングマット基礎研修とのセット価格や、法人様向けのパッケージもお得な割引価格でご用意しました。この機会を、どうぞお見逃しなく。



トーキングマット「健康とウェルビーイング」フルセット

¥42,000 → 一般の方： ¥39,000 税込

基礎研修修了者： ¥32,000 税込

基礎研修とフルセットを
今だけの特別価格で！



トーキングマット「健康とウェルビーイング」フルセット
+認定基礎研修（1名分）

¥66,000 → ¥54,000 税込

※認定基礎研修受講の有効期限は2027年2月28日までとなります。

裏面もご覧ください！

法人様・団体様に
オススメ！

トーキングマット「健康とウェルビーイング」フルセット
+認定基礎研修（1回分：6名まで）

39% OFF

¥186,000 → ¥132,000 税込

※ご購入後、個別に相談のうえ、ご指定の会場に認定トレーナーが
お伺いすることも可能です。（大変恐縮ですが、旅費・会場費に
ついてのご負担をお願いいたします）

※認定基礎研修受講の有効期限は2027年2月28日までとなります。

基礎研修と教材（単品パック）
のセット！

トーキングマット社認定基礎研修
トーキングマット教材 1パック付き（1名分）

¥32,200 → ¥27,500 税込

※認定基礎研修受講の有効期限は2027年2月28日までとなります。
※教材として使用する「入門パック」「けんこうパック」「くらし
と自立パック」「コミュニケーションパック」のいずれかを研修
当日にお渡しします。
※パックの種類は、弊法人にお任せください。

【ご購入を希望されている方へ】

- ✓ 個数限定につき、規定数に達し次第、キャンペーン期間中でも終了させていただきます。
- ✓ 皆様の利便性を考慮し、以下の多様な決済方法をご用意しております。
- ご希望のお支払い方法を、ご注文にお選びいただけます。

<クレジットカード決済・ID決済>
クレジットカード、Amazon Pay、PayPal
<キャリア決済>
au PAY（auかんたん決済）、d払い
ソフトバンクまとめて支払い・ワイモバイルまとめて支払い
<現金によるお支払い・その他>
銀行振込（前払い）、コンビニ決済またはPay-easy（前払い）

✓ 見積書・納品書等の発行や、請求書による事後払いにも対応しております。
ご注文時にお知らせくださいか、事前に下記QRコードよりアクセスのうえ「CONTACT」
からご相談ください。

ご注文・お問合せはこちら →

多くの皆様からのご注文をお待ちしております！



161

新たな権利擁護支援のあり方と「支持者」の考え方 モデルの実践方法について学ぶための冊子・マニュアル

- ①「フォロワー」というつながりを始めませんか？
②意思決定フォロワーシステム運用マニュアル
～豊田市モデル事業での実践を踏まえて～



いっしょに団つてもいい、話つてもいい
そして、いっしょに笑つてほしい

本人らしい意思決定につなぐ地域づくりの第一歩
「フォロワー」という
つながりを始めませんか？

2024年度事業報告書分冊
意思決定フォロワーシステム
運用マニュアル
～豊田市モデル事業での実践を踏まえて～

162